

官報

號外

明治三十二年三月十日

金曜日

印刷局

第十三回 帝國議會 衆議院議事速記録第四十六號

明治三十二年三月九日(木曜日)午後一時十八分開議

議事日程 第四十四號 明治三十二年三月九日

午後一時開議

- 第一 國有土地森林原野下戻法案(政府提出兩院) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 重罪控訴豫納金規則中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル法律案(貴族院提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 大船渡灣ヲ商港トナスノ建議案(下飯坂權三郎君外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 鐵道敷設法中改正法律案(菊池九郎君外三十一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第六 私設鐵道條例中改正法律案(田口卯吉君外三十三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 裁判所構成法中改正法律案(花井卓藏君外十四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 官國幣社經費復舊建議案(天津澤一郎君外四名提出) (委員長報告)
- 第九 明治二十二年勅令第二百十五號小學校令中改正建議案(西村傳藏君外一名提出) (委員長報告)
- 第十 製絲事業ニ關スル建議案(栗原亮一君外七名提出) (委員長報告)
- 第十一 (特別報告第十七號)鐵道國有ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第十七號)社寺上地山林ノ各社寺有ニ引戻ノ請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第二十三號)社寺上地林還附ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第三十號)舊和歌山藩士族卒家祿引直ノ請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第三十二號)郵便爲替貯金事務取扱ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第三十三號)假屋灣商港選定ノ請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第三十四號)利根川浚渫工事施行ノ請願 (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ
議院法中改正法律案

衆議院議事速記録第四十六號

明治三十二年三月九日

議長ノ報告

臺灣事業公債法案

事業公債及鐵道公債特別會計法中改正法律案
貴族院ヨリ家祿賞典祿處分法施行法案ヲ回付セラレタリ
田中正造君安川繁成君四宮有信君加藤政之助君長谷場純孝君中島祐八君稻垣示君橋本久太郎君大津淳一郎君武市彰一君石原半右衛門君淺香克孝君山田武君高木正年君安部井磐根君松島康作君寺田彦太郎君堀越寛介君ヨリ足尾銅山鑛毒事變ニ對シ政府ハ未タ何等ノ處分ヲモ施サス又議會開會中ニ際スルモ其案件ヲ提出セザル義ニ付質問書ヲ提出セラレタリ
(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

足尾銅山鑛毒事變ニ對シ政府ハ未タ何等ノ處分ヲモ施サス又議會開會中ニ際スルモ其案件ヲ提出セザル義ニ付質問

一本員等ノ調査スル處ニ據レハ足尾銅山ヨリ流出スル鑛毒加害ノ區域及其影響ハ左ノ如ク廣大ニシテ且ツ慘酷ナル事實ヲ認ム

一鑛毒被害地區區域(概算)
縣 名 郡 名 町 村 數 被害地段別

栃 馬 縣 安蘇、足利、下都賀 三町二十四箇村 一〇八六三・六八
群 馬 縣 邑樂、山田、新田 六町三十一箇村 二六八四〇・二三
茨 城 縣 猿島 二町二十三箇村 九二八七・五二
埼 玉 縣 北埼玉、北葛飾 十箇村 六七一・八〇〇
千 葉 縣 東葛飾 二町八箇村 三四五・三八二
東 京 府 南足立、南葛飾 二十七箇村 四四九・九〇九
計 一府五縣 十二郡 三十三町三十三箇村 四六七・三八六・〇九

附記 以上ノ外茨城縣下北相馬郡結城郡數郡内ニモ既ニ鑛毒進入シタルモ特ニ昨年ノ大水ハ一鑛毒ノ爲メ被害地ノ町村自治體ノ破壞

其一例 群馬縣大島村人口二、四三八人 被害後現時ノ實況
被害以前ノ狀態 有租地總段別(宅地ノミ) 一五五・二〇
民有租地總段別 四九五・六四四 (僅々)

公民權ヲ有シタル者 二八三人 (一人モナシ)
縣會議員ノ選舉權ヲ有シタル者 七五五 全ク此稅源ヲ失ヘリ
歲入總額ノ五分ハ地租課稅ヲ以テ村稅源トナセリ 諸機關ヲ構成スル能ハス官吏出張シテ村事務ヲ行フ

一鑛毒ノ爲メ被害地人民生計ノ窮迫
其一例 收穫高調査表

地目 段 別 地 租 種類 數 量 入口一人ニ對スル收穫ノ比較

地目	段 別	地 租	種類	數	量	入口一人ニ對スル收穫ノ比較
田	一〇・八・九二一	鑛毒ノ爲免租	米	七〇・三三〇	三十一	二十八年以前二級 テ平均收穫平均
畑	九二・七・八	同	豆麥	五二・七〇一	五〇	一七・三三
				無收穫	同上	一四・六三
						五・〇三

○田中正造君(百十六番) サウ云フ頭ニ鑛毒ガ這入ッテ居ルダラウ(笑聲起ル)ツレデ此被害民ト云フモノガ、内務大臣ニ面會ヲ請ヘバ、郡長ヤ知事ガ會ハセナイヤウニシテアル、御分リニナリマシタカ、サウ御分リニナラヌ御方ガアレバ、少シク御分リニナル御話ヲシナケレバナライ(イヤ、他ハ分ッテ居ル、簡短ニ)謹聽タヤト呼フ者アリ)今日マデノ日程ニ何等ノ貴重ナル日程バカリアル、農商務ノ答辯モ隨分正直ノ答辯ヲ致シタモノモアル、足尾ノ山林ノ此拂下代金ハ山林ノ拂下代金ト、其後トハ三十年ノ年木ヲ植エタラ、即チ後ト又山ヲ拵ヘルタメニ樹ヲ植エタ、樹ヲ植エタ色、ノ費用ハ、ドチラガ多イカト云フ質問ニ對シテハ、能ク是ハ數字ヲ以テ答辯ガシテアル、是ハ今日ノ役人ガ、餘リ是ニ關係ガナイカラ、痛クモ痒クモナカッタト見エテ古イ所デアアル、二十三年カラ二十八九年マデノ所デアアルカラシテ、餘リ關係ガナイカラ、人ノシタコトダカラ、正直ニ答辯ハシテアルガ、諸君、此拂下代金ハ九千圓餘デアアル、ツレカラ後ト山ヲ拵ヘル方、樹ヲ植エル方ヤ何カ、砂防工事其他ノ費用ハ十萬圓デアアル、十萬圓ガ少シ缺ケルノデ、サウ致シマスト十分ノ一デ九千圓、是ハ九千若干ト云フノデゴザイマスカラ一万圓ト見ル、拂下代金ガ一万圓デ、一万圓ハ脱ケテ居リマス、一方ハ十萬圓ガ少シ缺ケテ居ル、覺ヘ易イタメニ今十萬圓一圓トシテ、拂下ゲタ方ガ一万圓デ、其後トヘ樹ヲ植エタ方ガ十萬圓デアアル、拂下ノ木ハ白ノ如キ樹デアラ、其樹ヲ拂下ゲタ代金ガ一万圓、跡ヘ著ノ如キ苗木ヲ植エタノガ十萬圓掛ッタ、如何デス諸君、此山ハ諸君ノ中ニ御承知ノ御方ガ多イデゴザイマセウガ、今ヲ距ルコト丁度百十二年、明治三十二年ヲ距ルコト百十二年、徳川覇府ニ於テ是ヲ拵ヘタ山デアアル、其當時モ一旦山ヲ伐盡シテ、大イニ洪水ガ出テ、渡良瀬川ニ大イニ洪水ガ出テ、村落ヲ荒シマシテ、徳川ニ於テハ、沿岸ノ町村ニ時ノ金デ、三千兩ト云フ金ヲ出シテ、人民ヲ救助シタ例ガアルノデアアル、其トキニ山ニ苗木ヲ植エタノデアアル、丁度伐ッタトキマデガ百七十八年目、今年ハ百一十二年目、百年以上タツタ樹ヲツレト、徳川デ金ヲ掛ケテ植エタ、是ハ百年以上タツタモノヲ一万圓ヲ缺ケル代價デ賣ッテ、其跡ニ箸ノヤウナ苗木ヲ植付ケルニ十萬圓掛ッテ居ル、諸君、政府ノ仕事ハ斯様ナモノデゴザイマスカラシテ、農商務ガ腐敗シタ化物屋敷ナリト云フコトモ、一朝夕ノコトデハゴザイマセヌ、即チ其立派ナル道理ガアリ、立派ナル罵ルベキ理由ガアリテ、之ヲ腐敗ナリ賊ナリト、諸君、吾々バカリデハゴザイマセヌ、皆諸君ガ罵ッテ居ルデハゴザイマセヌカ、植付ケテ百年以上タツタ白ノ如キ木ヲ拂下ゲルニ、一萬兩ガ拔ケテアリ、答ノヤウナ木ヲ植エルニ十萬兩ト云フコトハ、諸君、ドコニゴザイマセウカ、此位馬鹿ナ經濟ノ取方ト云フモノハ、ドコノ國ヲ歩イデ見テモゴザイマス、日本國ノ中ニモ少イ、獨リ此農商務ニ至ッテ甚シイデゴザイマス、ツレカラ又嘔吐ヲ吐ク方ガ、嘔吐ヲ吐ク方ハ、此茨城縣ト千葉縣ノ境ノ銚子ハ落口、東京ノ江戸川ノ落口ニハ銚子ト云フモノガ著カナクナラヌデアアル、銚子ノ著キノ惡ノ事實ノ證據ニ云フコトハ、其處ノ者ヨリモ事實ノ證據ガ舉ッテ居ル、處ノ者ノ事實ノ證據ニミナラズ、銚子ノ口モ或ル高等官ノ保證シテ居ル所デアアル、江戸川ノ落口ニハ牡蠣ノ著キノ惡ノ事實、洪水ノトキニ牡蠣ノ死ヌト云フコトモ、是レ亦高等官ノ一我日本政府ノ高等官ノ保證スル所デアアル(分ッタト呼フ者アリ)分ッタナラバ、オトナシク聽イテ居ルガ宜イ(全クダト呼フ者アリ)此水産ニ關係ノ無イ官吏デアアルカラシテ、今日私ハ此名ヲ言ハナイノデアアル、

濫リニ無證據ノコトヲ諸君ニ訴フル譯デモナシ、政府ニ質問スル譯デモナイノデゴザイマス、諸君、議論ヲシテ居ル中ニ、一兩年ノ中ニハ利根川縁ノ權現堂ト云フ上ノ方ノ堤防ノ切レルコトモ、又經驗上ニ於テ分ッテ居ルコトデアアル、是ハ私ガ申スノデハナイ、此治水ニ慣レタル者ノ熟練家ノモウハ輿論デアアルノデ、此堤防ノ切レマシタトキニハ、氣ノ毒ナガラ武藏野原一圓東京府ニ至ルマデ、皆此鑛毒ノ水ヲ被ルノデアアル、其トキニナラバ、如何ニ意氣地ノナイ、東京府ノ政治思想ノナイ人民モ、少ハ驚クデアラウ、其トキハ山ノ手ニ在ル所ノ官衙ハ姑ク、平地ニ在ル所ノ官衙裁判所ニ、此鑛毒ノ水ガ這入ッテ行クデアラウ、ツレマデニ至ラナケレバ、目ガ醒メナ、普通ノ道理ヲ辨ヘタル者ノ、是ハ耳ニ這入ラナケレバナラヌ話デアアル、今日ノ儘此農商務ノ腐敗ト云フモノモ、墮落ト云フモノモ、何モ彼モ之ヲ今日ノ儘差措イテ、之ヲ調査ヲシナイデ、當ニ時日ヲ遷延セバ、一日後レハ一日タケノ害ガ、ヒドクナッテ行クダケノ話デアアルノデゴザイマス、是デ私ノ御話ハ了ヘマシテゴザイマスガ、是ヨリ私ハ此儘之ヲ差措クコトデゴザイマスレバ、最早此議會ニ於キマシテモ、請願書ヲ御採用ニナリマシタ以上御引讓同様ニ此御話ヲ申上グマシタ以上ハ、私ハ是ヨリ地方ノ方ノ事務ヲ多ク執リ積デゴザイマシテ、地方ノ寧ろ被害地ニ自分ノ家ヲ引移シテ、被害民ト一緒ニナッテ、是ヨリ運動スル積デゴザイマス、其中幸ニ此處分ガ附キマスレバ、幸デゴザイマスガ、サウ行カズニ、今日ノ憲法上ノ統一ヲ缺イテ居ッテ、被害地ニハ法律ナシ憲法ナシ、法律憲法ハ獨リ加害者ノ利器トナッテ、被害地一般ニハ、法律ナシ憲法ナシ政府ナシト同一ノ有様ニナッテ居ッテ、甚シキハ軍人ニ至ルマデ、軍人ニ至ルマデ加害者ヲ保護スルコト云フコトニナッテ來テ居ル、嗚呼憫ムベキ此正直ナル所ノ兵士ガ、正直ナル所ノ兵士ガ、此一種ノ俗吏ニ使ハレテ、加害者ノタメニ軍人ガ運動スルニ至ッテ居ルノデゴザイマス、諸君、如何デゴザイマス、此正直ナル兵隊ガ、此一奸商ノタメニ二三ノ俗吏ノタメニ左右サレテ、此加害者此亂暴ナル加害者ノタメニ、運動スルコト云フコトニマデ至ッテ居ルト云フトキニナリマシタナラバ、被害民ハドウスルノデゴザイマス、被害民ハ自ラヲ自ラ守ルノ運動ヲ爲スノ決心ヲシナケレバナライノデアアリマス、茲ニ至リマスレバ此元々無罪ノ人民ニ、當ニ犯罪者ヲ拵ヘルニ止マルコトデゴザイマスカラシテ、其所ノ所ハ一ツニ諸君ニ於キマシテモ、何卒此上被害者ヨリ犯罪者ノ出來マセヌヤウニ、御救ヒ下サレンコトヲ一層厚ク御願ヒ申シテ置キマス次第デアリマス

○市島謙吉君(百七十五番) 質問ノ答辯ニ附イテ、チヨット發議ヲ致シタキマシタガ、爾來五十日ニ垂ントシテ居リマシテ、本日ハ既ニ此一日ダケデ、此議會ガ終リヲ告ゲルト云フ場合ニ至リマシテモ、尙ホ政府ハ之ニ向ッテ答辯ヲ與ヘマセヌガ、吾々ハ第一何故ニ政府ハ、之ニ向ッテ答辯セヌカト云フコトヲ聞キタイノデ、又答辯ハ必シモ書面ヲ以テセズシテ、今日ノ場合ニ於テハ、ドウカ當局大臣ガ出席セラレテ、之ニ向ッテ答辯セラレシコトヲ望ミマス

(アリマシタト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程第一、國有土地森林原野下戻法案、是ハ昨日ノ續キデアリマスガ、兩院協議會ノ議長カラ報告ガアリマシタ、工藤行幹君

第一 國有土地森林原野下戻法案 政府提出兩院協議會成案

○工藤行幹君(百二十五番) 國有土地森林原野下戻法案ニ附イテ、兩院協議會ノ結果ヲ昨日御報道ノタメニ登壇致シマシタ所ガ、定足數ニ充タナイト云フコトデ、半デ止メタノゴザイマス、今日更ニ御報道申ス、此會ハ昨日午前九時カラ兩院ノ協議會ヲ開キマシタガ、時恰モ貴族院ニ於テ、何分重大ナ會議ガアルト云フコトデゴザイマシテ、ドウモ十分審議ヲ盡ス時間ガナカッタノデゴザイマス、ソレ故ニ免ニモ角ニモ貴族院カラ三名、衆議院ノ方カラ三名ノ委員ヲ拵ヘテ、ソレデ雙方一應打合セタ上、此協議會ヲ開カウト云フコトニ附イテ、昨日午前ハ別レマシタ、ソレカラ午後ニ至リマシテ漸ク會議ヲ開キマシタガ、何分ニモ此重大問題バカリ、今此議會ノシマヒニ當リ、差迫ッテ居リマスカラ、十分ノ審議モ出來ナカッタデアリマスガ、免ニモ角委員デ、雙方ノ委員デ取極メテ所ヲ以テ、此協議案トスルコトニ決定致シマシタ、然シテ其條項ハ諸君ノ御手許ニ上ッテ居リマスルデアリマスカラ、敢テ長クハ申シマセヌ、唯其條項ダケヲ申シマス、此第一條ノ「三十二年十二月三十一日」トアルノヲ、之ヲ貴族院ハ原案ニ復シテ「三十二年十二月三十一日」トシタノデゴザイマスケレドモ、ソレデハ餘リ人民カラ出願スル期限ガ短カッタツテ、遂ニ其期ニ後レ、コトガアルダラウト云フコトデ、之ヲ六箇月縮メテ折合ッテアルデアリマス、即チ「三十二年六月三十日」ト致シテ、六箇月ヲ縮メテ譯デアリマス、ソレカラ同條中ノ第二項ニ「元々」又ハ下戻ニ關シ既ニ處分ヲ受ケタル者ハ、ト云フコトヲ消シタノハ、元ノ本院ノ意思デハ、一旦下戻ノ處分ヲシタモノデモ、尙ホ不當ト認メタモノハ、之ヲ出願スルコトヲ得ルコトヲ趣意デ、削除シタノデアアル、ソレヲ「裁判所ノ判決ヲ受ケタル者ハ更ニ出願スルコトヲ得」ト云フコトニシタノデ、若シ此處分ヲ受ケタル其上ニ尙ホ裁判所ノ判決ヲ受ケタルモノハモウ出來ナイ、マダ裁判ヲ受ケナイモノハ、重テ出願スルコトガ出來ルト云フコトニ致シタ、ソレカラ版籍奉還以後ト云フコトヲ加ヘタノデアリマスガ、ソレヲ版籍奉還後ト云フコトデハ、年月ガ餘リ過リ過ルカラト云フコトデ、今度ノ委員デ「府縣設置以後」ト云フコトニ修正シタ、府縣設置以後ト云ヘバ、或ル縣ハ明治二年アタリニ遡ルコトデアリマス、或ハ四年ニ遡ルト云フ位ノコトデ、タイシタ違ヒハナイコトニナリマス、ソレカラ第二條ノ本文ハ、原案ノ通復活スル、ソレカラ第二條中ノ第一カラ第六マデノ所ハ、貴族院ノ修正ニ同意致シマシタ、尙ホ又衆議院ノ此朱書デ書イタ所ハ、衆議院ノ方ニ讓ッタノデアリマス、ソレデ唯衆議院ヲ入レタ所ノ第七ト云フ「其他民有ト認ムヘキ證アルモノハ」ト云フハ、削除シタ、ソレハ前ニ既ニ列記シテアルカラ「其他民有ト認ムヘキモノハ」ト云フコトハ、敢テ此所ニ置ク必要ハアルマイト云フコトデアリマス、ソレカラ第三條ノ「前條ノ證據書類ニシテ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルモノハ、其所以此山林ノ所置ト云フモノハ、免角十分ナル證據ヲ持ッテ居ル者ハ少イ、然シテ此下戻法案ト云フモノハ、畢竟地租改正ノ遺漏ヲ補フモノデアリマス、地租改正ノ當時ニハ、敢テ十分ナル證據ガナクツテモ、免ニ角ニ民有ニナルベキノ成績サヘアレバ、民有ニシタモノデアアル、甚シキハ此隣ノ保證ニ依ッテ、民有ニシタモノ今更之ヲ補フ場合ニ於テ、十分ナル證據ガナクテハナラヌト云フコトハ、甚ダ酷ニ過ルモノデアルト云フガタメ

ニ、之ヲ除イタノデゴザイマスケレドモ、ドウモ大體ノ傾ハ、貴族院ノ方デハ、餘リ是ハ廣過ギテ、澤山官林デモ下戻スコトニナリハセヌカト云フ懸念ガアツテ、是非之ヲ復活シタイト云フコトデゴザイマシタガ、雙方協議ノ上「十分ナリト認ムルトキハ」ト云フコトニシテ「足ル」ト云フ、茲ニ輕イ字ヲ使ッタナラト認ムルトキハ「ト云フコトニシテ「足ル」ト云フ、茲ニ輕イ字ヲ使ッタナラバ、宜カラウト云フコトデ「足ル」ト云フコトニ修正ニナリマシタノデアリマス、其他ハ大抵權利義務ニ屬シタコトモアリマセヌ、即チ御手許ニ上ゲタ通デアリマスカラ、之ヲ略シテ置キマス、之ヲ要スルニ幾分カ衆議院ノ修正案ヨリハ、此下戻ノ區域ヲ狭小ニシタ、否ナ、縮小シタト云フニ過ギナイ、併シ大ナル懸隔シタコトハゴザイマセヌケレドモ、免角貴族院ノ方ハ、之ヲ縮小シタイト云フ意思デゴザイマシテ、衆議院ノ方ハ、之ヲ擴張シテ多ク拂下ゲタイト云フノデゴザイマスガ、何分唯之ヲ引張ッテシマッタ日ニハ、案ガ成立タズシテ、否決スルヨリ外ニ仕方ガゴザイマセヌカラ、甚ダ不十分デハゴザイマスケレドモ、前申シタ通ノ御審議アラシコトヲ願ヒマス

○中村彌六君(百四十番) 本員ハ簡短デゴザイマスカラ、當席カラ辯シタイト思ヒマス、唯今工藤君ヨリノ報告デゴザイマスガ、此案ハ願ハクハ否決致スコトヲ希望致シマス(ノウ)「ヒヤ」(ノ聲起ル)ナゼト申スト、此抑下戻法案ナルモノハ、如何ナルモノカト云フト、地租改正當時以後ニ於キマシテ、行政廳デ取扱ッテ居ッタ所ノ慣行慣例ト云フモノヲ成文律ニ致シタニ過ギマセヌ、若シ法文ニ慣行ヲ致シタモノナラバ、少クトモ其慣行ダケノ權利ヲ人民ニ與ヘネバナラヌコトハ、當然デアアルノデゴザイマス、然ルニ此法文ナルモノハ、從來明治十年以後ニ時ノ行政廳時ノ當局者ガ取扱ッテ居リマシテ、人民ニ付與シタル所ノ權利ヲ大ニ縮メタ所ノ案デゴザイマス、爲ニ委員會ニ於キマシテモ、此案ハ實ニ永イ間ノ時日ヲ費シテ、十分トハ申シマセヌケレドモ、少クトモ人民ガ地租改正以來受クベキ所ノ權利ヲ伸張スル、寧ろ權利ヲ相當ニ守ッテ往クト云フ程度マデニ修正ヲ致シタノデアリマス、然ルニモ拘ラズ貴族院ハ此政府ノ案ニ全ク復活致シタノデアリマスカラ、固ヨリ貴族院ナルモノハ、今日最モ民情ニ疎イ所ノ人多イノデアアル、貴族院トシテハ、此位ノ修正ハ、貴族院ノ資格トシテ當然ダト思ヒマスガ、吾ガ人民ヲ代表シテ居リマス側カラ見マスト、此コトハ餘程考ヘナケレバナラヌ、又或ハ曰ク、寧ろ法律ノ無キヨリモ、是デモ無キニ優ルカラシテ、之ヲ通シテ置キタイト云フ御説ガアルカ知レマセヌガ、是ハ間違ッテ居ルコト、考ヘマス、何トナレバ法律ガ寧ろ無ケレバ、明治十年以來ノ慣行ニ從ッテ參リマス、慣例ニ從ッテ參ルコトハ、人民ノ權利ガ此法律ヨリ伸ビテ居ルノデアアル、故ニ無キニ優ルデナク、アレバ從來ノ人民ノ權利ヲ此法律ノタメニ、縮小スルノ結果ガ生ズルノデアアル、又或ハ説ヲナス人ハ、法律ガナイガ故ニ、從來民間ノ出願ニ對シテ、數年ヲ經テモ其コトヲ指令モナク、誠ニ農商務省ノ仕事ト云フモノハ淹滯シタルガ故ニ、法律ヲ制定シテ此コトヲ速ニ行ハシメント云フ説モアリマスガ、是ハ法律ガアラウガナカラウガ、此處分ノ遲速ニハ關係ノナイコトデ、是ハ當局者ノ寧ろ權利ヲ却テ此案ノタメニ縮小セラル、コトデアルカラ、否決ニナルコトヲ希望致シマス、モウ一步進ンデ、果シテ此大ナル日本ヲ三分致シテ其一ニ居ルト云フ、即チ三分ノ一ノ地盤ノ土地原

野、是が農商務省ノ手ニアッテ、適當ニ經營法デモ立ッテ居ッテ、一方ニハ蕃殖ノ道モ立チ、一方ニハ國家ノ財產トシテ、國庫ヲ補助スル收入ガアレバ、又權利問題以外トシテ多少考ヘナケレバナラヌノデゴザイマスガ、諸君ガ今日ノ當局者ガ、森林原野ヲ經營シテ居ル一般ヲ御覽ニナッテモ分ルガ、斯ノ如キ荒廢ニ付シテ居ルノニ、斯ノ如ク荒蕪ニ付シテ居ルノニ、人民ノ持ッテ居ルノハ租稅ヲ納メテ、尙ホ大イニ收入ガアルニモ拘ラズ、政府ノ持ッテ居ルモノハ、租稅ダケモ上ラヌト云フ不始末ノ管理法ノ下ニ在ルナラバ、寧ロ斯ウ云フコトハ、從來地租改正當時ノ精神ニ溯ッテ、サウシテ之ヲ利用シ之ヲ民有ニシテ、富源ヲ養フヤウニシテ、一步ヲ進メタイト考ヘルノデアル、貴族院ノ修正致シマシタルハ最モ民情從來ノ慣例地租改正當時ノ何タルヲ辨ヘザル所謂貴族院ノ修正デアリマスカラ、御否決ニナランコトヲ、人民ノ權利ヲ主張スルタメニ希望スルノデアリマス

○早川龍介君(二十七番) 私ハ簡短ニ贊成ノ意ヲ表シマスガ、中村君ノ憂ヘラル、コトハ、此法案ニ依ッテ始テ國家ノ利益ヲ定ムノデアル、コレデ故ニ閉院モ今日ニ差迫ッテ居ッテ、兩院ノ協議會ヲ以テ決シマシタル成案デアリマス、故ニ大多數ヲ以テ可決セラレンコトヲ希望致シマス、此ニ於テ討論ヲ終結シテ採決ヲ望ミマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○星亨君(二百二十四番) 是ハ兩院ヨリ選ンダ委員ガ、同意致シテ參ッタコトデゴザイマスカラ、吾々ハ委員ノ同意ニ信任ヲ置キマシテ、此案ハ直チニ可決スルコトニ致シタイ

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ採決致シマス、兩院協議會ノ議長カラ報告ニナリマシタル通ノ成案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○星亨君(二百二十四番) 色々協議會ノ成案ガ回ッテ居ルヤウデ、委員長ノ御報告モアリマシタガ、此ニ於テ議事日程ヲ變更致シタイ、即チ議事日程ハ登錄稅ノ成案ト噸稅ノ成案ト家祿賞典祿處分法施行法案ニ對シテ、議事日程ヲ變更シテ、議事ニ御掛ケニナルコトヲ願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 家祿賞典祿處分法施行法案ハ、回付ニナッタノミデアリマス、協議會ハ未ダ開カヌノデアリマス

○星亨君(二百二十四番) ツレデハ何レ三ツニ附イテ、變換ヲ願フコトハ同ジコトデアアル

○議長(片岡健吉君) 星亨君カラ、議事日程ノ變更ノ動議ガアリマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、變更スルコトニ致シマス、然ラバ登錄稅法中改正法律案、兩院協議會議長、木村誓太郎君

登錄稅法中改正法律案(政府提出兩院協議會成案)

〔木村誓太郎君演壇ニ登ル〕

○木村誓太郎君(五十番) 登錄稅法中改正法律案ノ兩院協議會ノ結果ヲ御報告致シマス、昨八日午後二至リマシタル兩院ノ協議會ヲ開イタルデアリマス、

其協議會ニ於キマシテハ、兩院共ニ各其院議ヲ重シテ、銘々其意見ヲ主張シタコトデアリマシタガ、貴族院ノ主トシテ主張スル理由ヲ聽キマスニハ、此第二條ノ第一項ノ家督相續ニ依ル所有權ノ取得ト云フニ附キマシテハ、本院ニ於テハ千分ノ十五ト致シタルヲ貴族院デハ千分ノ七ト云フコトニ、原案ノ通ニ復活シタルデゴザイマス、是ニ於キマシテ、餘程貴族院ニ於テ議論ノアツタコトデアッテ、此我國ノ家督相續ト云フモノハ、外國ノ家督相續ニ異ッテ、一種特別ノモノデアアル、即チ我國ノ家督相續ナルモノハ、是非トモ家督ヲ相續セザルヲ得ザル義務ノアルモノデ、又先代ノ負債等モ其義務ヲ負ハンナラヌモノデアアル、トモ外國ノ家督相續ノ例ニ依ルベキモノデハナイ、因ッテ元ノ現行法ニモ千分ノ五トアルガ、今モ尙ホ千分ノ五ニ引直シタイト云フマデノ說モアツタノデアリマスガ、先ヅ原案ノ通ニ千分ノ七ニ止メ置イタノデ、此上率ヲ上ボスト云フコトハ、貴族院ニ於テハ、到底同意ガ出來ナイト云フコトヲ主張サレタコトデアリマス、因ッテ各々院議ヲ主張スルガタメニスラ、容易ニ協議ガ折合ヒマセズシテ、各々三名宛ノ立案者ヲ選ミガシテ、立案者ニ於キマシテハ、本院カラハ長坂重孝君大野龜三郎君大塚成吉君、此三名ヲ立案者トシテ本院カラ出シタルコトデアリマシタガ、其立案者ノ寄合ヒマシタル結果トシテ、先刻配布ニナリマシタル所ノ成案ガ出來タノデアリマシテ、此成案ニハ兩院共ニ同意ヲ致シテ、兩院ノ委員共同意ヲ致シテ、終ニ政府ニ於キマシタルモ、異存ハナイト云フコトデ、茲ニ一決ヲ致シタコトデゴザイマス、其協議ノ結果ト申スハ、御手許ニ回シテアリマス通、一號二號ト云フモノハ、貴族院ノ決議ノ通ニナリマシタル、三號ガ千分ノ三十ト云フガ四十ト致シマシタル、是ハ貴族院ノ通ニナリマス、元ト衆議院ノ決議ハ、政府案ヨリ 十二萬圓ヲ増スト云フコトデアッタノガ、貴族院通リニシマスルト、一向増サナイコトニナル、因テ金額ノ上ニ於テ讓合ヲ附ケテ、即チ此成案ノ通ニ致シマスルト、三十三萬八千八百五十八圓ト云フ増加ニナルノデゴザイマス、ソコデ兩院ノ打合ガ附イタルデアリマス、ソレカラ第十條ニ於キマシタル協議會ノ結果デ、少シク變ッタ所ガ出來マシタル、是ハ先キ著作權法ト云フモノガ修正ニナッテ、決議ニナリマシタル、其著作權法中ニ文學科學院ヲ通過シタルデゴザイマス、此第十條ハ即チ著作權ノ登錄ヲ是ヘ持出シタルデアリマスカラ、肝腎ノ元トナル、即チ著作權ノ文字ヲ此處ニ掲ゲテ置クノハ、不都合デアリマスカラ、唯文字ダケノ修正デ、即チ「文學科學」トアルノヲ「文藝學術」ト改メタルデゴザイマス、ソレカラ附則ニ於キマシタル、貴族院ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行スト云フコトニ改メマシタル、斯ウ改リマスルガサハ、此著作權法ト云フモノニ於キマシテハ、勅令ヲ以テ施行期日ヲ定メルコトニナッテ居リマス、然ルニコ、明治三十二年四月一日ヨリトシマスルト、此第十條ノ施行期日ニ差支ヘ生ズルコトガアラウカト云フ結果ガ生ジマスルカラシテ、此處ニ但書ヲ加ヘマシタル「但第十條ハ著作權法施行ノ日ヨリ施行ス」ト云フコトヲ協議會ニ於テ加ヘタルデアリマス、是等ハ別ニ意味ニ關係スルコトハゴザイマス、重ナル所ハ即チ此第二條ダケニマルコトデアリマス、即チ第一條ノ第二ニ於テ、千分ノ三十ヲ四十ト致シマスルニ附イテハ、金額ガ三十三萬八千八百五十八圓ト云フ先刻申上ゲマシタル金高ガ、増スデゴザイマス、是ハ御承知ノ通民法修正ノ結果トシテ、是ヘ現レマシタル法案デアリマスルシ、ドウカ本案ハ、直チニ即決ニナリマ

其協議會ニ於キマシテハ、兩院共ニ各其院議ヲ重シテ、銘々其意見ヲ主張シタコトデアリマシタガ、貴族院ノ主トシテ主張スル理由ヲ聽キマスニハ、此第二條ノ第一項ノ家督相續ニ依ル所有權ノ取得ト云フニ附キマシテハ、本院ニ於テハ千分ノ十五ト致シタルヲ貴族院デハ千分ノ七ト云フコトニ、原案ノ通ニ復活シタルデゴザイマス、是ニ於キマシテ、餘程貴族院ニ於テ議論ノアツタコトデアッテ、此我國ノ家督相續ト云フモノハ、外國ノ家督相續ニ異ッテ、一種特別ノモノデアアル、即チ我國ノ家督相續ナルモノハ、是非トモ家督ヲ相續セザルヲ得ザル義務ノアルモノデ、又先代ノ負債等モ其義務ヲ負ハンナラヌモノデアアル、トモ外國ノ家督相續ノ例ニ依ルベキモノデハナイ、因ッテ元ノ現行法ニモ千分ノ五トアルガ、今モ尙ホ千分ノ五ニ引直シタイト云フマデノ說モアツタノデアリマスガ、先ヅ原案ノ通ニ千分ノ七ニ止メ置イタノデ、此上率ヲ上ボスト云フコトハ、貴族院ニ於テハ、到底同意ガ出來ナイト云フコトヲ主張サレタコトデアリマス、因ッテ各々院議ヲ主張スルガタメニスラ、容易ニ協議ガ折合ヒマセズシテ、各々三名宛ノ立案者ヲ選ミガシテ、立案者ニ於キマシテハ、本院カラハ長坂重孝君大野龜三郎君大塚成吉君、此三名ヲ立案者トシテ本院カラ出シタルコトデアリマシタガ、其立案者ノ寄合ヒマシタル結果トシテ、先刻配布ニナリマシタル所ノ成案ガ出來タノデアリマシテ、此成案ニハ兩院共ニ同意ヲ致シテ、兩院ノ委員共同意ヲ致シテ、終ニ政府ニ於キマシタルモ、異存ハナイト云フコトデ、茲ニ一決ヲ致シタコトデゴザイマス、其協議ノ結果ト申スハ、御手許ニ回シテアリマス通、一號二號ト云フモノハ、貴族院ノ決議ノ通ニナリマシタル、三號ガ千分ノ三十ト云フガ四十ト致シマシタル、是ハ貴族院ノ通ニナリマス、元ト衆議院ノ決議ハ、政府案ヨリ 十二萬圓ヲ増スト云フコトデアッタノガ、貴族院通リニシマスルト、一向増サナイコトニナル、因テ金額ノ上ニ於テ讓合ヲ附ケテ、即チ此成案ノ通ニ致シマスルト、三十三萬八千八百五十八圓ト云フ増加ニナルノデゴザイマス、ソコデ兩院ノ打合ガ附イタルデアリマス、ソレカラ第十條ニ於キマシタル協議會ノ結果デ、少シク變ッタ所ガ出來マシタル、是ハ先キ著作權法ト云フモノガ修正ニナッテ、決議ニナリマシタル、其著作權法中ニ文學科學院ヲ通過シタルデゴザイマス、此第十條ハ即チ著作權ノ登錄ヲ是ヘ持出シタルデアリマスカラ、肝腎ノ元トナル、即チ著作權ノ文字ヲ此處ニ掲ゲテ置クノハ、不都合デアリマスカラ、唯文字ダケノ修正デ、即チ「文學科學」トアルノヲ「文藝學術」ト改メタルデゴザイマス、ソレカラ附則ニ於キマシタル、貴族院ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行スト云フコトニ改メマシタル、斯ウ改リマスルガサハ、此著作權法ト云フモノニ於キマシテハ、勅令ヲ以テ施行期日ヲ定メルコトニナッテ居リマス、然ルニコ、明治三十二年四月一日ヨリトシマスルト、此第十條ノ施行期日ニ差支ヘ生ズルコトガアラウカト云フ結果ガ生ジマスルカラシテ、此處ニ但書ヲ加ヘマシタル「但第十條ハ著作權法施行ノ日ヨリ施行ス」ト云フコトヲ協議會ニ於テ加ヘタルデアリマス、是等ハ別ニ意味ニ關係スルコトハゴザイマス、重ナル所ハ即チ此第二條ダケニマルコトデアリマス、即チ第一條ノ第二ニ於テ、千分ノ三十ヲ四十ト致シマスルニ附イテハ、金額ガ三十三萬八千八百五十八圓ト云フ先刻申上ゲマシタル金高ガ、増スデゴザイマス、是ハ御承知ノ通民法修正ノ結果トシテ、是ヘ現レマシタル法案デアリマスルシ、ドウカ本案ハ、直チニ即決ニナリマ

スルヤウ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 今兩院協議會ノ議長カラ、報告ニナリマシタ成案ニ、御

異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、成案通決シマス——次ハ噸稅法案、

藤金作君

(噸稅法案(兩院協議會成案))

(藤金作君演壇ニ登ル)

○藤金作君(二百一十六番) 噸稅法案ニ附キマシテ兩院協議會ノ經過ヲ御報告
致シマス、噸稅法案ハ政府原案ニ對シテ、本院ハ多クノ修正ヲ加ヘテ貴族院
ニ回サレマシテ、貴族院ニ於キマシテハ、御承知ニ相成ル通委員會ニ於テハ
屢々修正ニナリ、委員會ニ再付託ニナツテ、到頭原案ニ復シタト云フ結果デ
アリマシタ、此兩院協議會ニ於キマシテハ、本院ノ協議員十名ノ中ニ於テ、議
長副議長ノ選舉ガアリマシテ、不肖藤金作君議長ニ、副議長ニハ市島謙吉君
ガ當選ニナリマシタ、昨日兩院協議會ヲ致スベキノガ、貴族院ノ都合ニ依ッテ
本日ニ延期ヲ求メラレマシタカラ、本日午前十時ヨリ開會ヲ致シマシタ、是
ニハ衆議院ヨリ一名ノ關席デ、貴族院ハ殘ラズ出席ヲ致シマシタ、政府委員
モ出席致シマシテ、始貴衆兩院ノ議長ヲ更ニ一人ノ議長ヲ選ビマシテ、不肖
藤金作君ガ其選ニ當リマシタ、ソレヨリ兩院協議會ノ順序トシテ、衆議院ハ原
案ニ對シテ修正ヲ致シタ所ノ理由ヲ詳細ニ陳述致シマシタ、續イテ貴族院ハ
衆議院ノ修正案ニ附イテ、委員會ハ再度委員會ヲ開クコトニナツテ、始ノ委
員會ニ於テハ、衆議院ノ修正ヲ大體元トシテ、僅ニ五錢ト云フ一項ヲ除イタ
ト云フデケデアリマシタ、ソレカラ再付託ニナリマシテ十分調査ノ結果、尙
ホ先キニ委員會ノ決議シタ通デアツテ、其報告ノ上貴族院ノ本會ニ於キマシ
テハ、委員會ノ報告致シタ所ノ決議並ニ少數意見モ出マシタケレドモ、皆少
數ニシテ潰レマシテ、其後原案ニ復活シタト云フ次第デアツタト云フコトヲ
貴族院ノ協議委員ヨリ報告デアリマシタ、ソレヨリ尙ホ兩院協議員ヨリ政府委
員ニ向ッテ色々御質問ガアリマシテ、政府委員モ亦屢々立ッテ理由ヲ述ベマ
シタ次第デアリマシタ、然シマシテ衆議院ニ於テハ、此協議ノ場合ニ當ッ
テ修正說ガ二種出マシタ、甲ノ修正說ハ、衆議院ガ先キニ修正致シタ所ノ主
義ハ、此各港ニ附イテ總テ噸稅ヲ課スルハ、他日ハ知ラズ、今ヤ我各地ノ開
港場ニ於テハ内外船舶ノ往來、今ヨリ多ク増進スルコトヲ保護スベキノ時代デ
アレカラ、各港毎ニ噸稅ヲ課スルハ、決シテ宜シクナイツ云フ意見ヲ述ベ
ラレマシタ、甲ノ修正說ハ、即チ先キニ衆議院ガ修正致シタ通ノ說ヲ以テ
主張サレマシタ、乙ノ修正說ハ、貴族院ノ可決致シタ所、即チ原案デゴザイ
マス、此原案ニ對シテ大體原案ノ趣意ヲ採ツテ、各港共ニ噸稅ヲ課スルコト
ヲ云フ說デアリマシタ、併ナガラ金額ニ於テハ、政府案ノ十錢ト云フモノヲ五
錢トシ、但書ニ三十錢トアルモノヲ十五錢トスルノ修正說デゴザイマシタ、
デ、此乙ノ修正說ト甲ノ修正說、此二ツニ依ッテ可否ヲ分ツコトニ致シマシ
テ、甲ノ先キニ衆議院ノ修正說ハ、八ニ對スル九ノ反對ヲ以テ否決ニナリマ
シタ、乙ノ修正說、即チ諸君ノ御手許ニ回ッテアル所ノ報告書ノ如ク可決ニ
ナリマシタ、ソレハ七ニ對スル十ノ贊成ヲ以テ可決致サレマシタカラ、此噸

稅法案ハ茲ニ局ヲ結ンダ次第デアリマス、今日ノ場合デゴザイマスカラ、ド
ウカ此兩院協議會ノ可決ヲ御贊成アルヤウニ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 兩院協議會決議ノ通異議ナシ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今協議會ノ議長カラ、報告セラレタ通ノ成案ニ御異議
アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ家祿賞典祿處

分法施行法案、貴族院回付

(家祿賞典祿處分法施行法案(政府提出貴族院回付))

○星亨君(二百二十四番) 唯今日程ニ上ッテ居リマス家祿賞典祿處分法施行
法案、是ハ即チ貴族院ノ修正ニ本員ハ贊成スルハ、動議ヲ提出致シマス、(「贊

成」反對)トノ聲起リ發言スル者多シ、私ガ意見ヲ述ベルノデアル、ト云フモ
ノハ、即チ此衆議院デヤツタ如クニ致シマスナラバ、少クモ五六千圓ノ

公債ハ、募ラナケレバナラヌト考ヘルノデアル、然ルニ政府案デ往ケバ、千
萬圓位デ濟ムデゴザイマシタ、我國ノ今ノ公債ハ四千萬圓程既ニ募ッテアル、

是カラ先キニハマダ——四億萬圓募ッテアル、此先キニマダ二億萬圓程ハ、
募ラナケレバナラヌト云フコトニナリマスレバ、非常ニ公債ハ多クナリマス

ノデアルカラ、或ハ多少ハ不便デモゴザイマセウガ、復祿ノ時分ヨリハ、今
日ハ一千万圓モ殖エタラ、大抵ノ處分ハ出來マスト考ヘマス、故ニ貴族院ノ

修正、即チ原案ニ贊成ヲ致スノデゴザイマス

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○多田作兵衛君(七十一番) 私ハ貴族院決議ニ反對ヲ致ス者デ、詰リ前ノ衆
議院決議ヲ贊成致シマス、此コトニ附イテハ、吾ミガ最モ尊ム所ノ星君ト反

對デゴザイマス、星君ハ非常ニ政務ガ忙シウゴザイマシタ、我黨ノタメニ國
家ノタメニ骨ヲ折ラレマスカラシテ、斯ノ如キ議案ハ見テモナイモノト私ハ

信ズルデゴザイマス、ナゼカト申シマス、非常ニ算盤ガ違ッテ居リマス、
其コトヲ一言言ハシマシマス、斯ノ如キ法案ガ可決スルト、六七萬圓モ

金ガ入ルト仰シヤイマシタ(六七萬圓)ト呼フ者アリ、六七萬圓ト仰シヤ
イマスガ、一體ノ金祿公債ト申シマスモ、總高ガ一億七千萬圓ト見ナリマス所

ニ誤謬間違ガ一割來ルト見マシタモ、千七百圓ト見ナケレバナリマセヌ、
一割ト云フ間違ガアル道理ハナイ、ソレデ必ヤハ八千万圓以內ノモノト私ハ

信ジマス、頭ガ一億七千万圓デゴザイマス、是ハドウカ御安心下サイマシ、
星君モドウカ御安心下サイマシ、頭ガ一億七千万圓デゴザイマス、ソレカ

ラ誤謬ノ出テ參リマスモ、一割ト見マシタモ、一割ト云フ間違
ガアツタマルモノデハゴザイマセヌ(若シアツタラドウシマス)ト呼フ者

アリ)アリヤ致シマセヌ(有ツタガタメニ大騒ギシテ居ルデヤナイカ)ト呼
フ者アリ)ソナコトハゴザイマセヌ、先日モ議場ニ於テ述ベテ置キマシタ

通ニ、此施行法案ト申シマスモノハ、第五十號ノ法律ノ精神ヲ破ッテシマフ
モノデゴザイマス、アレヲ變ズルモノデゴザイマス、施行法ニ附イテ本法ノ

精神ヲ破ルト云フヤウナコトハ、法理ニ於テ爲スベキノ道理ガゴザイマセヌ、

實際ニ於テモ不都合ナモノト私ハ信ジマス、此政府案ノヤウニ復活致シマス
レバ、最終ノ制度デゴザイマスガ、最終ノ制度ハ、先日モ申シマシタ通ニ、
大藏省ニ藏シテゴザイマス所ノ諸般ノ書上デ事務員立會デ調査シテ見ル所
ガ、最終ノ制度ト云フモノハ、最終ノ書上デゴザイマス、一番終リニ書上
デタモノヲ以テ、今度ノ取調ノ起點ト致シマス目ニナリマスレバ、極端ヲ申
セバ、悉ク誤謬ハナイト云フヤウナコトニ相成ルノデゴザイマス、併ナガラ
多少ノ誤謬ハ、アルモノデゴザイマスケレドモ、五十號ヲ制定致シマシタ所
ノ精神ト、非常ナ反對ニ相成ルノデゴザイマス、ソレデスノ如キ法案ガ萬一
法律トナルト云フコトニナリマス、折角五十號ノ恩澤ヲ受ケベキ權利ノア
ル人方ガ、非常ナ的ガ違ヒマシテ、非常ナ困難ニ陷ルモノト、私ハ衷心此コ
トヲ案ズルノデゴザイマス、ソレデ政府ニ於キマシテモ、決シテ急ニ斯ノ如
キ法案ヲ出サスデモ、願ノ數ガ二万五千ト云フコトデゴザイマスカラ、其
種類等ノコトヲ質問シテモ、未ダ著手ガシテナイノデゴザイマス、ソレ故ニ
豫テ豫算案ニ賛成ヲ致シマシタ通人員ヲ作リマシテ、此願書ニハ證據ガ十
分デアルカ十分デナイカ、此性質ハ如何ナモノデアルカ、誤謬デアルカナ
イカト云フヤウナ所ノコトヲ十分調査サレテ見マシタナラバ、今日政府ガ考ヘ
テアルヤウナ大層ナ金ニナレベキモノデハゴザイマセズシテ、千万圓以內デ
必ズ處分ノ出來ルモノト、私ハ實際ニ於テ確信致スコトデゴザイマス、ソレ
デ此問題ハ、我黨ノ首領ノ發言デゴザイマスケレドモ、確ニ代議士總會ハ、
適宜隨意問題ニナリマシテ、其人ノ精神ハ、成ルベク賛成ト云フ意味デゴザ
イマスカラ、院內總理ノ御發言ニ決シテ御關係ナサラヌヤウニ返スミ、申シ
テ置キマス、返スミモ此法案ガ政府案通ニナリマスレバ、士族ノ舊士族
ニ非常ナ困難ヲ與ヘル、實ニ殘念ノ次第ト存ジマスカラ、ドウカ衆議院ハ前
決議ノ通、貴族院決議ニ反對セラレンコトヲ願フテ置キマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○藤澤幾之輔君(八十番) 議長、八十番

○議長(片岡健吉君) 藤澤幾之輔君ハ何デアリマス、通告デアリマスカ、何
デスカ

○恆松隆慶君(九十七番) 藤澤君ニ讓リマシタカラ、アレカラ……

(討論終結)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 討論終結ニ賛成ガアリマスレバ、決ヲ採リマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 討論終結ニ賛成ガアリマスカラ、採決ヲ致シマス、討
論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマシテ、本案ニ附イテ採決ヲ致シマス、貴
族院ノ原案復活ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

(多數)「少數」ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

(異議アリ)ト呼フ者アリ(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○多田作兵衛君(七十一番) 異議アリ、多數ノ異議ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 然ラバ、異議アル諸君ノ起立ヲ請ヒマス——ソレナ
ラ氏名點呼ヲ致シマス——閉鎖 尙ホ念ノタメニ宣告ヲシテ置キマス、

氏名點呼ヲ始メマスルガ、此貴族院ノ本案復活ニ賛成ノ諸君ハ賛成、反對ノ
諸君ハ反對ト云フコトヲ答ヘラル、ノデアリマス、氏名點呼ヲ始メマス

(寺田書記官氏名點呼シ廣瀬書記官賛否ヲ應呼ス)

○議長(片岡健吉君) 外カラ賛否ヲ言ハレテハ困リマス

(八十一番ヲ點呼セシトキ他ノ議員ヨリ「反對」ト呼フ者アリ)

(寺田書記官氏名點呼ヲ繼續ス)

○石原半右衛門君(三十五番) 先刻反對ト言ヒマシタガ、賛成デゴザイマス
カラ、ドウゾ正誤ナスデ下サイ

○議長(片岡健吉君) 後トデ更正ヲ求ムルコトヲ得ズト云フ規則ガアリマス
カラ、今仕方ガアリマセヌ——閉鎖氏名點呼ノ結果ヲ御報告致シマス

(本山書記官朗讀)

出席總員二百十九

可トスル者 百二十一

否トスル者 九十八

○議長(片岡健吉君) 本案ハ貴族院ノ原案復活ニ同意ヲスルコトニナリマシ
タ、議事日程ノ第二ハ、委員長カラ今日ノ議事日程ノ後トノ方ニ延バシテ吳
レト云フコトデアリマスカラ、是ハ延バスコトニ致シマス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第三、議員ノ選舉及被選舉資格ニ關ス
ル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、渡邊猶人君

第三 議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル 第一讀會ノ續(委員長)

法律案(貴族院提出)

(渡邊猶人君演壇ニ登ル)

○渡邊猶人君(百二十七番) 議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル法律案ノ委員
會ノ結果ヲ御報告致シマス、此本案ニ附キマシテハ、昨日委員會ヲ開キマシ
テ委員長理事ノ選舉ヲ致シ、直チニ審議ヲ致シマシテゴザイマス、然ルニ本
案ハ、此法律命令ニ依ッテ選舉スル議會ノ議員選舉及被選舉ノ資格ヲ地租納
稅額ヲ以テ資格ヲ定ムルコト云フコトニ付イテハ、土地臺帳ニ依ッテ定ムルコ
ト云フコトデゴザイマス、是ハ現ニ實際ニ行ウテ居リマス所モ、矢張此通ニナ
テ居リマスルノデ、之ヲ法文ニ現シテ、法律ニ致シマシテ、判然シマスルノ
デゴザイマス、ソレ故ニ委員會ハ、少モ異議ナク本案ニ可決致シマシタ次
第デゴザイマス、宜シク御可決アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 木村格之輔君

(木村格之輔君演壇ニ登ル)

○木村格之輔君(百七十八番) 諸君、私ハ本案ニ反對致シマスノデゴザイマ
ス、我國デ今法律ニ依ッテ議員ノ選舉ヲ爲スト云フノハ、町村制又ハ郡制及
府縣制衆議院議員貴族院ノ選舉ノ過ギナイノデアリマス、故ニ本案ハ
二重ニ法律ヲ掙ヘルト云フ恐ガアリマスカラ、已ムヲ得ズ反對スルノデアリ
マス、先ヅ衆議院議員選舉規則ニ依ッテ見マスル、之ヲ改正シツ、アリマ
スケレドモ、未ダ貴衆兩院ヲ通過シナイノデアリマス、現行法ニ依リマス、
衆議院議員選舉施行規則ノ第四條ニ、詰リ本案ノ第二項ガ確ニ規定シテア
ル、第四條ニ斯ウ云フコトガアル(質入ノ地租ハ其地主ノ納稅資格ニ算入ス
ヘシ)又第一項ノ土地臺帳ニ據ルト云フヤツハ、矢張此コトモ規定シテア

ル、同法ノ第三條第二項ニ「賣買ニ依リ土地ノ所有權移轉ノ場合ニ於テハ其所有ノ年限ヲ算スルハ登記ノ日ニ依ル可シ」と明カニ第一項モ第二項モ規定シテアル、之ヲ貴族院ノ多額納稅者議員選舉ノ規則ニ依リマスト、矢張同法ノ取扱方ノ第四條ニ、此衆議院議員選舉施行規則ノ第三條第四條ヲ適用シテ、選舉スベキモノデアリト云フコトハ、明ニ書イテアル上カ、第一項第二項トモ貴族院ノ議員ヲ選舉スルニ附イテハ、既ニ法律上定マテ居ルノデアリマス、此郡制府縣制ニ附イテハ、既ニ貴族院ヲ通過シテ、今ハ法律トナリテ發布セラレタルデアリマス、此コトニ附イテ其資格ヲ定ムルコトハ、同法ニ於テ明ニ定メテアルマス、新ニ斯ウ云ウ單行法ヲ設ケルコト云フ必要ハナインデアリマス、(水利組合員ハドウスル)ト呼フ者アリ、水利組合員ノコトニ附イテハ、是ハ規約ヲ以テ定メルト云フ規則デ、規定ヲ以テドウ云ウ場合ニデモ、定ムルコトガ出來ルノデアリマス、是ハ固ヨリ水利組合員其者ノ規約ニ依テ其選舉法ヲ定ムルノデ、少モ心配スルコトハナイ、既ニ二重ニナル法律デアルトスレバ、此法律ハ徒法ニ屬スルノデアリマス、想フニ貴族院ガ此案ヲ發セラレタト云フノハ、郡制施行ノ上ニ於テ、一夜作リノ大地主ト云フモノガ出來タカラ、其邊ノ豫防ヲスル考ヲ以テ、貴族院ノ或正議員ガ之ヲ發案セラレタモノデアラハ、併ナガラ此郡制ハ眼前ニ改正セラレテ、今ハ法律トナテ發布セラレタルコトハ、明デアリマス、是モ亦氣遣フ必要ガナイ、其他此法律上少モ之ヲ設ケテ、效用ヲ爲スコトハ、ナインミナラズ、現ニ二重デアルト云フコトハ、唯今申上ゲタ通デアリマス、速カニ否決セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ先キニ委員長カラ述ベラレマシタ通、最モ可ナルモノト思ヒマス、唯今反對者ハ町村制其他ノコトヲ言ハレマシタケレドモ、水利組合法ニ依リマシテモ、斯ウ云フモノガアル方宜シ、此場合デアリマス、長イコトハ述ベマセヌ、直チニ決議セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決致シマス、本案ノ二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ二讀會ヲ開カザルコトニナリマシタ、議事日程ノ第四、大船渡灣ヲ商港トナスノ建議案、議案ヲ朗讀ヲ省略致シマス、下飯坂權三郎君

第四 大船渡灣ヲ商港トナスノ建議案(下飯坂權三郎君外六名提出)

大船渡灣ヲ商港トナスノ建議案

巖手縣氣仙郡大船渡灣ノ東北東海岸ノ中央ニ位シ灣内深奥ニシテ優ニ數百ノ大艦巨舶ヲ容ル、ニ足ル而シテ其ノ形狀ハ四面環山如何ナル暴風怒濤アルモ之ヲ侵スノ虞ナク且水深淺其ノ宜シキニ適スルヲ以テ最モ碇繋ニ便ニ沿岸亦平坦廣闊ノ地多ク實ニ天然ノ良港ナリ一タヒ以テ開テ商港トナサムカ彼ノ良港ノ名アル長崎港ニ優ルアルモ劣ルナキハ當局專門家ノ調査ニ依リテ明白ナリトス唯今日ニ至ルマデ此ノ良港ノ空シク遺棄セラレタルモノハ實ニ陸路交通ノ便開ケサリシカ爲メノミ然ルニ今ヤ日本鐵道線路ノアルアリ又同鐵道線ヨリ分岐シテ大船渡ニ達スル鐵道布設ノ計畫アリ而シ

テ日本鐵道線路ト大船渡灣ト相距僅ニ四十餘哩ニ過キス即チ此ノ良灣ニシテ一タヒ開港セラレムカ目下計畫中ナル鐵道ト相待テ東北唯一ノ良港トナルヘキハ多言ヲ須井サルナリ且夫東北ノ地關西九州ニ比シテ往々文化ノ進運ニ後ル、ノ憾アルモノ畢竟良港灣ヲ有セザリシニ職由セスムハアラス然ルニ今ヤ幸ニ此ノ良灣アルヲ得タリ之ヲ開テ以テ商港トセハ饒多ナル東北地方ノ貨物並ニ東北各地ニ輸入スル貨物ハ悉ク茲ニ輻湊シ從テ又東北無盡ノ富源ヲ開發スヘキハ必然ナリトス加之北海道ト相距極メテ近ク又彼ノ西北比亞鐵道ニ對シテ樞要ノ開港場タルニ至ルヲ疑ハサルナリ是ヲ以テ政府ハ速ニ此ノ船渡灣ヲ開テ商港トナシ以テ東北唯一ノ貿易場タラシムコトヲ望ム

右建議ス

(下飯坂權三郎君演壇ニ登ル)

○下飯坂權三郎君(百十八番) 此大船渡灣ヲ商港トナスノ建議案ハ、過日議院カラ皆様ヘ御配付ヲ致シテ置キマシク如ク、明ニ茲ニ其良イコトハ書イテ置キマシテゴザイマス、今日ノ場合デゴザイマス、長タラシウ申上ゲタイヤウニ思ヒマス、ケレドモ、ドウカ皆サシニハ、御贊成ヲ希フ次第デゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ可決セラレンコトヲ望ミマス、東北ニハ仕事ガナイ、此位ノコトハ協贊ヲ與ヘテモ宜シイ

○議長(片岡健吉君) 本案ハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ニ可決致シマス、議事日程ノ第五、鐵道敷設法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、出水彌太郎君ハ、本案ノ贊成ニ記名シテ居ルガ、之ヲ取消スト云フ、取消ガ參ッテ居リマス

第五

鐵道敷設法中改正法律案(菊池九郎君外三十一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(降旗元太郎君演壇ニ登ル)

○降旗元太郎君(二百四十八番) 極テ簡單ニ御報告スレバ、足リルダラウト思フデス、御配布ヲ致シテ置キマシタ改正案ノ中デ、尙ホ其他ニ申上ゲベキコトガゴザイマス、嘗テ此建議案ノ議場ニ提出サレマシタ時分ニ、提出者ノ一人藤君カラ、此何項々々トシテアル文字ヲ變ヘラレマシテゴザイマスガ、是ハ此鐵道敷設法ノ正文ニ依リマスト云フト、寧ロ訂正サレヌ前ノ建議案ノ印刷サレテアル數字ヲ其儘ニ置ク方宜シイノデアリマス、特別委員長ニ於テハ、此印刷セラレタ數字ノ置場所ニ、其數字ヲ置クコトニ致シテゴザイマス、此印御承知ヲ請ヒマス、ソレカラシテ此御配付シテ置キマシタ修正ハ、文字ヲ澤出ニ列ベテゴザイマス、ケレドモ、其意味事實ハ單ニ是ダケノコトデゴザイマス、此北陸線ノ中デ福井縣下新庄三國港マデ至ル僅々五哩間ノ枝線ヲ設クルコトニ過ギナイノデアリマス、ソレカラシテ此九條ノ修正デゴザイマス、金額モ既定一期線ノ豫算ヲ以テ、既ニ定ッテ居リマス、七千三百餘萬圓ト、此項ノ豫定期限内、即チ明治三十七年マデニ竣工セシムルタメニ支出セネバナラヌ、四千八百餘萬圓ト、更ニ新ニ一期線ニ加ハリマス所ノ各線路ノ敷設工事ニ、九千餘萬圓ト云フモノヲ加ヘマシテ、此改正建議案ノ如ク金額ヲ修正スルコトヲ適當ト決議致シマシテゴザイマス、ソ

レカラシテ第四條ノ決議モ目下ノ急ニ要スル必要ナ決議ト、特別委員會ニ於テ決定ヲ致シマシテゴザイマス、其他理由ノ細節目ニ涉ッテハ、此處ニ續説ヲ要セムコト、心得マスカラ、特別委員會ノ決議諸君ノ御賛成ヲ請ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 出水瀧太郎君

(出水瀧太郎君演壇ニ登ル)

○出水瀧太郎君(二百二十二番) 私ハ此案ニハ全部反對ノ意見ヲ持ッテ居リマス(簡短々々)ト呼フ者アリ(ツレデ今日此案ハ決議ニナリマシテモ、最早會期モ盡キマスカラ、貴族院ニ於テ通過ト云フコトハ、ムツカシカラウト思ヒマスカラ、殊更ニ登壇致シマシテ、反對演説ヲスルト云フ程ノ必要モナイヤウニモ認メマスガ、免モ角モ此案ヲ若シ衆議院ガ可決スルト云フコトナリマス、實ニ見込ノナイモノヲ可決シタト云フノ誹ガアラウト考ヘマスカラ、已ムヲ得ズ一言諸君ノ清聴ヲ煩ス次第デアリマス(モウ宜シイ分ッタト呼フ者アリ)御承知ノ如ク此案ト殆ド同様ノ第一期線ノ年期中ニ、早ク成功シテ吳レト云フノ建議案ガ、過日可決ニナリマシテ、其案ト此案ト同一委員ニ付託ニナリマシテ、其トキニ私共モ委員ノ一人デアッテ、政府ニ向ッテ色々質問モ致シマシタ所ガ、第一期線ヲ三十七年度中ニ成功スルト云フコトノ期限デアルガ、若シ此建議案ノ如クスレバ、必ズ三十七年度中ニ成功出來ルカ否ヤト云フコトヲ確メマシタ所ガ、政府委員ノ答ニハ、三十九年度マデハ、成ルベクヤレルト云フコトヲ答ヘマシタガ、三十七年度中ニヤルト云フコトハ、トテモムツカシイノミナラズ、三十九年度ト云フ所マデ延バシテモ、之ニ對スル金額ガ大變ナ増加ガアルカラ、此増加ト云フモノ、出途ガナイト云フコトニ至リマシテハ、到底當局者ハヤルト云フコトガ、出來ナイト云フコトヲ言ハレマシタ次第デアリマス、ツレデ其増加額ヲ取調ベマスルト、三十七年度マデニヤリマス第一期線ノ總額ガ、四千八百何十萬圓ト云フノガ、三十二年度以後ノ金額デアル、ツレテ今四千八百萬圓以上増シマシテ、殆ド九千五百幾萬圓ト云フコトニセンケレバ、到底之ヲ成功スルト云フコトハ出來ナイ、第一期線デスラ成功スルコトガ出來ヌト云フノデアル、ツコニ向ッテ是ダケノモノヲ又第一期線ニ繰入レヤウト云フコトニスルト、六千萬圓ト云フ金ヲ二億一千万圓ニ増加スルト云フコトニナリマス(簡短々々)ト呼フ者アリ(スルト一億五千万圓ト云フ金ガ、茲ニ入用ト云フ必要ガ出來テ來ルノデアル、先キニ九千万圓ニ此二億一千万圓ヲ加ヘマスルト、三億圓ト云フ此元資ヲ何處カニ求ムルコトヲシナクテハ、到底此コトヲ爲スコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトガ明カナラズ、故ニ其金ヲ何レニ募ルカト云フコトハ、大體ニ必要デアッテ、目下三十二年度ニ募ランケレバナラヌト云フ事業公債ナリ鐵道公債ナリ其他ノモノヲ合セマシテ、四千幾萬圓ト云フ此外債ヲ募ルト云フコトニナッテ居ル(分ッテ居ル)ト呼フ者アリ(ト云フ必要ガアッテ、其外資ガ募リ得ラレカ如何ト云フコトハ、目下政府ニ於テモ、非常ナ困難ヲシテ居ルト云フ場合デアアルニモ拘ラズ、斯ノ如キモノヲ議決致シマシテ、若シ此金ヲ募ルト云フコトガ出來ヌナラバ、既ニ募ラントスル外資ノ募集ニモ、多少ノ差支ガアルト云フ位ノ嫌ガアルノデアル、出來ナイト云フモノヲ免モ角モ議シテ置ク譯デアアルカラ宜イト云フ、亂暴ナ決議ヲスルニ至ッテハ、實ニ衆議院ノ體面ニ關係スルト思ヒマスカラ、此案ハ絕對ノ二否決スルト云フノ議論ヲ持ッテ居リマス、宜シク御賛成ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 二讀會ヲ開クベシ

(政府委員遞信省作業局長官工學博士松本莊一郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(松本莊一郎君) 此場合デゴザイマスカラ、極テ簡短ニ申上ゲマスガ、本案ハ御承知ノ通非常ニ多數ノ線路ニシテ、此工事金額モ非常ニ巨額ナモノデアリマスカラ、之ヲ唯今ヨリ御定メニナラウト云フコトニ附キマシテハ、餘程慎重ニ取調ベネバナラズ、又既ニ確定シテ居ル一期線ノ豫定金額ト云フモノモ、本年カラ數ヘマシテモ、六箇年度モアルノデアリマスカラ、今之ヲ議決セラル、ト云フコトハ、必ズシモサウ御急ギニナラヌデモ宜カラウト思ヒマス、尙ホ財政ノ當局者ニモ能ク諮ッテ見マスニ、何分財源ノ點カラ申シマシテモ、見込ハ甚ダ附キ兼ネルト云フノデアリマスカラ、何分此案ニ向ヒマシテハ、反對ノ意ダト申上ゲテ置カナケレバナラヌ

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス

○松本正友君(百十一番) 私ハ二讀會ニ於キマシテハ、意見ガゴザイマスガ、一讀會ノ場合デハ、賛成デス

○議長(片岡健吉君) 二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ、採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開カウト云フノニ賛成ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) モウ一度宣告致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○恆松隆慶君(九十七番) 九十七番ハ此案ニ附キマシテ、修正ノ意見ヲ嘗テ議長ノ手許ニ出シテ置キマシタ、デ、ツレハ印刷ニナッテ諸君ニ渡ッテ居リマスガ、此福井ノ所ノ部分

○議長(片岡健吉君) マダ二讀會ヲ開イテ居リマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) ツレデハ全部一括トシテ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ、直チニ第二讀會ヲ開カウト云フ動議ガ出マシタ、御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマシテ、全部ヲ議題ニ供シマス

鐵道敷設法中改正法律案 第二讀會

○恆松隆慶君(九十七番) ツコデ此委員會ニ於キマシテハ、福井線ノ所ハ、吾々ガ提出致シマシタ所ノ意思ヲ取ッテ、修正致シテ居ルノデゴザイマスカラ、別ニ異議ガゴザイマセヌ、ツレカラ山陰縱貫線中島根縣下濱田以西山口縣下二達スル線路ハ、極必要ナ線路デアリマスカラシテ、此法案中ニ加ヘテ、一期線ニ致シテ吳レト云フノ修正意見書デアリマシテ、即チ濱田ヨリ山口縣下萩ヲ經テ馬關ニ達スルト云フノデアッテ、所デ、山口縣下ノ代議士中ニ於テ、此線路ニ附キ一定シ兼ヌル所ガアリマシテ、協議ノ末更ニ當秋第十四回ニ於テ、線路ヲ一定シ提出スル方ガ、却テ宜カラウト云フコトデ、相談ノ結果此處デハ、曩キニ修正意見書ヲ出シタル濱田以西山口縣下線路ノ分ハ、一先ッ此場合其發言ヲ已ムヲ得ズ見合セルコト、致シマス

クバ、本案ノ意思ニハ賛成デアル、別ニ其趣意ニハ、反對デナイケレドモ、政府デモ取調ベテ十四議會ニ出スサウデアルカラ、是ダケ改正ヲシテモイケナイカラ、否決シタト云フノハ、奇妙キテレツナル否決デアルト私ハ思フ、斯ノ如キ趣意デ否決シタコトハ、衆議院委員會中賞テナイデアラウト思ヒマス、趣意ハ賛成デアツテ、否決スルト云フヤウナ否決ハ、如何ニモ疎漏千萬ナ否決デアラウト思ヒマス、委員會ハ皆滿場一致デ、斯ノ如キコトヲ爲サレタカ知ラヌケレドモ、サウ云フコトハ以後衆議院ノ慣例トシテモ、私ハ反對シナケレバナラヌ、且ツ此條項ハ今後私設鐵道ヲシテ、山間僻地マデモ普ク通過サセヤウト云フニハ、是非共必要デアル、是ハ十四議會會マ待ツト云フ場合デナク、今日ノ私設鐵道會社ヲシテ、其線路ヲ更ニ延長セシムルト云フ場合ニハ、此條項ハ最も必要デアリマス、唯今委員長ノ賛成ノ趣意ヲ以テ、否決サレルト云フコトハ、最も反對デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 唯今田口君ノ述べタ如ク、本案ノ提出者ハ三十四名アリマス、サウシテ降旗君モ提出者ノ中デアル、段々サウ云フ問題デゴザイマスカラ、此處デハ免ニ角否決スルヨリ、之ヲ可決致シタラ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、第二議會ヲ開クヤ否ニ附イテ、採決致シマス、本案ノ二議會ヲ開クト云フコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第二議會ヲ開クコトニナリマシタ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ直チニ可決致シタイ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ直チニ決スルコトニ、御異議アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ直チニ決スルコトニ、御異議アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス、本案ニ付イテ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

確定議

私設鐵道條例中改正法律案

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタモノト認メマス、議事日程ノ第七、裁判所構成法中改正法律案、第一議會ノ續、委員長報告、木村格之輔君

第七 裁判所構成法中改正法律案(花井 第一議會ノ續(委員長報告))

○木村格之輔君(百七十八番) 簡單デアリマスカラ、是ヨリ委員會ノ報告ヲ致シマス、委員會ニ於キマシテハ、全會一致ヲ以テ可決スベキモノト決定致シマス、既ニ本案ハ第十議會ニ於テ、本院ハ全會一致ヲ以テ可決致シタノデアリマスカラ、更テ理由ヲ申シマセヌ、唯政府ノ反對スル意思ダケヲ明カニシテ置ク、政府ノ反對スルハ、此議評ヲ公開致シマスレバ、中ニ人情ニ拘束セラレテ、適當ノ裁判ヲシナイト云フ杞憂ニ過ギヌ、併ナガラ委員會ハ、サウ云フ腰ノ拔ケタ裁判官ナラバ仕方ガナイ、ツレハ淘汰スルガ宜イ、斯クス

レバ法律上益、裁判官ノ勇氣ヲ附ケルガ、適當ナコトデアアルカラ、法律上ノ進歩デアアルカラ、政府ガ之ニ反對スルノハ、謂レナイト云フコトヲ以テ、委員會ハ可決致シマシタ、此段報告シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ノ二議會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、二議會ヲ開クコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、二議會ヲ開クコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ二議會ヲ開クコトニ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、直チニ二議會ヲ開クコトニ致シマス

裁判所構成法中改正法律案

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ確定セラレンコトヲ望ム

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

確定議

第八 官國幣社經費復舊建議案(大津淳一郎君 (委員長報告))

外四名提出

○多田作兵衛君(七十一番) 本案ハ調査委員會ニ於キマシテハ、滿場一致デ可決致シマシタ、賛成ノ理由ヲ述ベマス、今日官國幣社國幣社ハ、昔ヨリ國家ガ大切ニ祭ヲ爲シ來テ居ルト云フコトハ、歴史ニ明ナコトデ、皆様御承知ノ通デゴザイマス、所ガ、今日ハドウ云フコトニナツテ居ルカト申シマス、明治二十年ニ保存金ノ方法ヲ政府ガ立テ、年々官國幣社ハ其保存金ヲ渡シテ居リマス、本年ノ如キモ議會ノ協賛ヲ與ヘマシタノハ、二十一萬圓デゴザイマス、サウシテ之ヲ二十年ニ致シマシテ、一個人ニ補助ヲ與ヘルト云フ宮司ノ給料ト云フヤウナコトニ致シマシテ、一個人ノ補助ヲ與ヘルト云フヤウナ姿ニナツテ居リマス、ツレデスノ如キコトデハ、國家ガ永遠國ト共ニ國ノアラン限ハ、大切ニ祭ラネバナラヌ所ノ國幣社官國幣社一個人ノ形ニ爲スノハ、國體上甚ダ不適當ナコトデアアルト云フ趣意デゴザイマス、ツレデ別ニ變ツタ意見デモ建議デモゴザイマセヌ、是マデ保存金トシテ渡シテ居ル所ノモノヲ國家ガ自ラ祭ルベキモノデアアルカラ、神官ノ給料其他ノ費用ハ、保存金下付ト致サシテ、豫算ノ上ニ現ハシテ、國家ガ幾萬歲國ト共ニ官國幣社國幣社ヲ祭ルト云フ實ヲ舉ゲタイト云フ趣意デゴザイマス、政府ニ於テモ此コトニ附イテハ、保存金ダケハ到底見込ガ立タヌト云フ所ヨリ、種々今協議中ト云フコトヲ政府委員答ヘラレデゴザイマスカラ、本案ノ趣意ヲ以テ提出者ヨリ詳シク述べタル積デアリマスガ、是ハ滿場一致ノ賛成ヲ得タイ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナシト呼フ者多シ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

確定議

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

確定議

○議長(片岡健吉君) 讀會省略デ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ
〔一人モナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、可決致シマス、議事日程第九、明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中改正建議案、委員長報告、井手毛三君

第九 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中改正建議案(西村淳藏君外一名提出) (委員長報告)

○井手毛三君(五十六番) 簡短デゴザイマスカラ、是カラ述ベマス、本案ハ小學令ヲ改正シテ、郡視學給料及旅費及退職料ヲバ府縣ノ負擔トシタイト云フ趣意デゴザイマス、而シテ政府ノ方デモ、差支ヘナイノミナラズ、同意デアルト云フコトデゴザイマスカラ、委員會ニ於テハ、一人ノ異議者ナク、之ヲ可決致シマシタ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、原案ノ通決シマス、次ハ議事日程第十、製絲事業ニ關スル建議案、委員長報告、脇坂行三君

第十 製絲事業ニ關スル建議案(栗原亮一君外七名提出) (委員長報告)

○脇坂行三君(八十二番) 是カラ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、委員會ヲ開キマシタ所ガ、當日政府委員モ出席ニナリマシテ、ソレカラ政府ニモ、段々質問致シマシタ所ガ、政府ニ於テモ、此案ニ對シマシテハ、同意致シマスガ、尙ホ十分ニ調査ヲシテ、而シテ後ニ成ルベク獎勵ノ法ヲ執ル積デアル、斯ウ云フコトデゴザイマス、ソレカラ審議ニ移リマシタ所ガ、提出者ノ意向ト云フモノハ、製絲器械ニ於キマシテハ、目下完全ナル鐵製ノ器械ヲ採ルコトニ附イデハ、大イニ宜シイコトデアアル、大イニ宜シイ譯デアアルガ、宜シクハ、政府ハ十分調査ヲシテ、尙ホ今ヤ製絲器械ニ於テモ、試驗中デアアルカラ、尙ホ十分調査シテ、獎勵法ヲ採ルガ宜カラウト云フデアッテ、委員會ハ可決スベキモノナリト決シマシタ次第デアリマス、願ハクハ滿場諸君ニ於テモ、御同意下サルコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此建議ニ異議ハゴザイマセヌ、ドウカ即決デ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ノ通ニ決シマス、日程ノ第十一
○降旗元太郎君(二百四十六番) 農商務ノ政府委員ガ誰カ居レバ、質問致シ
○議長(片岡健吉君) 何ノ質問デスカ
○降旗元太郎君(二百四十六番) 先頃提出シテ居ッタ蠶絲業調査會ノコトニ
附イデ

○議長(片岡健吉君) 日程外デアリマス
○平岡萬次郎君(二百九十五番) 此際ニ於テ民法中親族相續ニ篇修正ヲ望ム
ノ建議案、特別委員會ノ經過及結果ヲ報告ヲ致シタイト思ヒマス
○議長(片岡健吉君) 宜シイ
(平岡萬次郎君演壇ニ登ル)

○平岡萬次郎君(二百九十五番) 極テ簡短ニ御報告申上ゲマスルガ、本案ハ其精神ニ附イテハ、全會一致ヲ以テ贊成ヲ致シマシタガ、唯字句ニ穩ナラヌ點ガアリト致シマシテ、唯今讀上ゲマスル通ニ修正ニナリマシテゴザイマス、チヨット簡短デゴザイマスカラ、一「民法中親族相續ニ篇ハ其大綱個人主義ニ偏シ家族制度ヲ輕シシ我カ國體習俗ト相容レサルノ規定少カラスト認ム故ニ政府ハ宜シク其修正ニ著手セラレンコトヲ望ム」斯ノ如ク修正致シテ、可決致シマシタノデアリマス
○望月長夫君(十九番) 直チニ日程ヲ變更シテ、確定セラレンコトヲ望ミマ
ス
〔ノウノ「ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 是ハ報告ダケデアリマスカラ、矢張議事日程ノ第十一ニ移リマス

第十一 (特別報告第七號)鐵有國有ニ關スル請願 (委員長報告)

○山本幸彦君(百八十九番) 極簡短デゴザイマスカラ、是ヨリ申上ゲマス、例ニ依ッテ請願委員會ノ御報告ヲ致シマスルガ、此今日ノ日程ノ鐵道國有ニ關スル請願ハ、是ハ御承知ノ通先日常問題ガ本院ヲ通過致シマシタカラ、今日ハ別ニ院議ニ付スルノ必要ハナイモノト認メマス、ソレカラ其次ニ古社寺社寺上地、二ツアリマスルガ、是モ唯今國有林野土地下戻法ガ通過致シマスレバ、其法律ニ依ッテ自ラ請願ノ權利ヲ得ル譯デアリマスカラ、是モ今日此處法院議ヲ求ムルノ必要ガナイト認メマス、其次ハ和歌山縣ノ復祿ノ件、此復祿ノ件ハ、御承知ノ通請願ガ數々ゴザリマスガ、此和歌山縣ノ復祿ノ件、祿ハ外ノト違ヒマシテ、一種特別ノ性質ヲ現シテ居ルノデゴザイマシテ、即チ御手許ニ同ッテ居リマス通ノ性質デアリマスガ故ニ、相當ノ處分ヲスルガ宜イト云フコトヲ認メタノデゴザイマス、ソレカラ其次ニ郵便爲替貯金取扱ノコト、是ハ休日祭日ニ於テハ、郵便爲替ヲ取扱フ開イテ貰ヒタイト云フ請願デゴザイマスガ、是モ御手許ニ同ッテ居ル理由デゴザイマスカラ、甚ダ尤モナ理由ト認メタノデゴザイマス、ソレカラ其次ニ假屋灣商港選定ノ請願、是ハ御承知ノ通肥前ノ松浦郡ノ港灣デゴザイマス、此港灣ハ有名ナ港灣デアリマスカラシテ、別ニ申上ゲル必要モゴザイマセヌガ、甚ダ商港トスルニハ、要地デアアル、故ニ商港ト將來定メテ貰ヒタイト云フ請願デゴザイマスガ相當ノ請願ト認メマシタ、其次ニ利根川ノ浚渫工事施行、是ハ隨分ムツカシイ問題デゴザイマスガ、即チ御手許ニ同ッテ居リマス通ノ性質デゴザイマシテ、今日ハ改修工事ヲヤッテ居リマスガ、何分其改修工事ノ結果ハ、今日事實ニ現レル所ニ於テハ、却テ害ガアルト云フコトヲ申立テ、居リマスルノデアリマス、故ニ別ノ方法ヲ採ッテ、工事ヲ施シテ貰ヒタイト云フ請願デゴザイマスルガ、是等ノコトハ、政府ニ於テモ、熟考致スベキ價值ノアルモノデアルト云フコトヲ認メタ故ニ、院議ヲ求ムル次第デアリマス
○議長(片岡健吉君) 日程第十一ヨリ第十七マデヲ一括シテ、議題ニ供シマ

第十二 (特別報告第十七號)社寺上地山林ヲ各社寺有ニ引戻ス請願 (委員長報告)

第十三 (特別報告第二十三號)社寺上地山林還附 (委員長報告)

第十四 (特別報告第二十號) 舊和歌山藩士族卒 (委員長報告)

第十五 (特別報告第二十二號) 郵便爲替貯金事務取扱ニ關スル請願 (委員長報告)

第十六 (特別報告第二十三號) 假屋灣商港選定ノ請願 (委員長報告)

第十七 (特別報告第二十四號) 利根川浚渫工事施行ノ請願 (委員長報告)

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 今委員長ノ報告通デ、御異議ハアリマスマイカ

○恆松隆慶君(九十七番) 第十一ヨリ第十三マデハ、既ニ極ツタモノデ、議スルニ及バナシ、十四ヨリ十七マデハ、皆採擇スルト云フ、斯ウ云フコトニナランコトヲ望ミマス

○早川龍介君(二十七番) モウ是デ全ク濟ミマシタガ……

〔マダノト呼フ者アリ〕

○早川龍介君(二十七番) ドウカ最後ニ一言ヲ……

○議長(片岡健吉君) 何デアリマスカ、最後ト云フノハ——議長ハ、コ、デ此コトサハ極ツタナラバ、ツレカラ諸君ニ報告スルコトデアリマス

○早川龍介君(二十七番) 御報告ガ終リマシタナラバ、ツレデ發言ヲ……

○議長(片岡健吉君) 今恆松君ノ動議ノ通デ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケバ、其通決シマス——チヨット報告ガアリマス

〔寺田書記官朗讀〕

東良三郎君ヨリ官文書毀棄ノ件ニ付質問書ヲ提出セラレタリ

民法中親族相續二篇ノ修正ヲ望ムノ建議案、委員長ニ平岡萬次郎君理事ニ鞍谷清慎君當選セラレタリ

〔左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一 官文書毀棄ノ件ニ付質問

山林下戻ニ關スル書類ヲ農商務省當該官吏ニ於テ毀棄シタルト聞ク果シテ事實ナルヤ

二 前項事實ナリトスレハ當該者ニ對シ如何ナル處分ヲ爲シタルヤ

右成規ニ依リ質問候條本日中ニ答辯アランコトヲ要ス

提出者 東良三郎
賛成者 大津淳一郎
外二十九名

明治三十二年三月九日

事ヲ開クコトニシマス重要ノ議事ガアラウト思ヒマスカラ、諸君ハ成ルベク御止マリアランコトヲ望ミマス、先ヅ是デ暫時休憩ヲ致シマス

午後三時二十八分休憩

午後五時五十九分開議

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ致シマス、最早六時ニナリマスカ、衆議院議員選舉法其他ノ議案ガ貴族院ヨリ回付ニナルモノガアルカモ知レマセヌト思ヒマスカラ、時間ヲ延長スルコトニ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケバ、時間ヲ延長スルコトニ致シテ、暫時休憩致シマス

午後六時一分休憩

午後七時三十一分開議

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、報告ガアリマスカラ、朗讀ヲ致サセマス

〔寺田書記官朗讀〕

貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ハ兩院協議會ノ成案ヲ可決シタル旨通牒アリ

國有土地森林原野下戻法案

登録稅法中改正法律案

噸稅法案

貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ

航海獎勵法中改正法律案

國有林野法案

製造業煙草輸出交付金ニ關スル法律案

貴族院ヨリ衆議院議員選舉法改正法律案ヲ回付セラレタリ

○藤澤幾之輔君(八十番) 衆議院カラ政府ニ對シテ質問ヲ致シテ居ッタモノガ、澤山アラウト思ヒマス、現ニ本員等ガ質問致シテ居ッタモノモアリマス、之ニ對シテ答辯ノナイモノガ澤山アリマスガ、如何デアリマセウカ

○議長(片岡健吉君) 答辯ノ參ッテ居ルモノハ澤山アリマス

○星亨君(二百二十四番) 私ハ議事日程ヲ變更致シタウゴザイマス、マダ一ツ日程ガアルヤウニ思フ

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第二ガ延バシテアリマス

○田中正造君(百十六番) 議長——議長

○星亨君(二百二十四番) ツレデハ議事日程ヲ變更致シタイ、唯今貴族院ヨリ回ッテ來マシタ所ノ當院デ決議致シタル衆議院選舉法、之ヲ直チニ議題ト致レタウゴザイマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 星亨君ヨリ貴族院カラ回付ニナリマシタ衆議院議員選舉法改正法律案ヲ、直チニ議スルコトニ致シタイト云フ緊急動議ニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○田中正造君(百十六番) 議長——議長
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ之ヲ議スルコトニ致シマス

○田中正造君(百十六番) 議長
衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出貴族院回付)

○星亨君(二百二十四番) 私ガ發言ノ許可ヲ得マシタカラ、發言ヲ致シマス
(此トキ發言ヲ求ムル者多シ)

○門馬尙經君(議長ハ不公平ダ、田中君ガ先刻カラ發言ヲ求メテ居ルノ
ダト呼フ)(無用々々ノ聲起ル)

○星亨君(二百二十四番) 唯今貴族院ヨリ回リマシメノハ、如何ニ修正ニ
ナツテ居リマスカ

(門馬尙經君「自分ノ黨派ニバカリ發言ヲ許スト云フコトハナイ、ソ
ナ不公平ナコトハナイ」ト呼フ)

(「無用々々」默レト呼フ者アリ「遣リタマヘヤリ給ヘ退場ヲ命ズル
カリダ」ト呼フ者アリ)(議場騒然)

○田中正造君(百十六番) 議長
○議長(片岡健吉君) 田中君ハ今議題ニナツテ居ルコトニ附イテ、發言ヲ求
メラレルノデスカ

○田中正造君(百十六番) 私ハ星亨君ノ述ベラレテ居ルコトニハ、關係ナイノ
デス

○議長(片岡健吉君) 問題外ナラ許シマセヌ——貴族院カラ回付ニナリマシ
タモノハ、貴族院ノ方デハ、第三十一條ヲ除クノ外別表ノ沖繩縣ト云フヲ置
イテ、其他ハ悉ク原案ニ復活シテ、回付シ來タノデアリマス

○星亨君(二百二十四番) 三十一條ハドウナツテ居リマス

○田中正造君(百十六番) 議長
○議長(片岡健吉君) 百十六番ハ議題ニナツテ居ルコトデスカ

○田中正造君(百十六番) 後ニドウカ

○星亨君(二百二十四番) 三十一條ヲ除クト云フノハ、ソレハドウ云フヤウ
ナ修正ニナツテ居ルノデスカ

○議長(片岡健吉君) 三十一條ノ中ニ「三日」トアルヲ「五日」ト修正ニナ
テ居リマス

○星亨君(二百二十四番) 私ハ唯今貴族院ヨリ回リマシタ選舉法改正案ハ、
マルデ衆議院ノ意思ヲ入レテ居ラヌノデゴザイマスカラ、是ニ於テ否決ヲ致
シマスコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○鳩山和夫君(二百七十七番) 私ハ星亨君ニ贊成デアアルノデ、此案ハ色ミナ議
案ノ中ニアリマシテモ、衆議院ノ院議ト云フモノハ、殊ニ重ズベキ筋ノ案デ
アル、然ルニ貴族院ハ、殆ド原案ニ復活シテシマッタノデアリマスカラ、當
院ハ之ヲ否決スベキハ、無論ノコト、思ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ、拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 是バカリハ星亨君ニ贊成「ト呼フ」
(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、否決ト認メマス、サウナレバ是ハ
貴族院ニ向ッテ、協議會ヲ求ムル手續ニナリマス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○星亨君(二百二十四番) 兩院協議委員八十名トシテ、例ニ依ッテ議長ノ指
名ヲ願ヒマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)
○議長(片岡健吉君) 協議委員十名ヲ議長ガ指名スルコトニ、御異議ハアリ
マセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○議長(片岡健吉君) 然ラバ直チニ議長ニ於テ、指名致シマス
(寺田書記官朗讀)

衆議院議員選舉法改正法律案協議委員左ノ如ク指名ス

尾崎 行雄君 工藤 行幹君 神輿 知常君
中村 彌六君 大野 龜三郎君 坂東 勘五郎君
星 亨君 松田 正久君 西原 清東君

○野間五造君(百九十八番) 唯今ノ委員諸君ニ向ッテ御願シテ、御注意申シ
テ置キタイコトガアル(「無用々々」ノ聲起ル)議院ノ大問題ダカラ(議場騒然
聽取スルコト能ハス)

○議長(片岡健吉君) 協議會ノ結果ヲ得マスルマデハ、暫時休憩ヲ致シマス
(拍手起ル)協議委員諸君ハ、協議室ニ御集リニナラシメテ願ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 答辯書ノ報告ガアレバ、此際ニヤッタドウデス
ヨリハ、是マデノ例モアリマスカラ、速記録ニ載セテハ如何デスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○議長(片岡健吉君) 議長ノ大進行異議ナシト呼フ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、速記録ニ載セルコトニ致シマス、
ソレデハ協議會ノ纏リマスマデハ、暫時休憩致シマス

午後七時四十分休憩

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス)

衆議院議員恆松隆慶君提出島根縣下交通機關ニ關スル質問ニ對シ遞信司法
兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十二年三月九日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員恆松隆慶君提出島根縣下交通機關ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯
書差進候也

明治三十二年三月八日

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)
衆議院議員恆松隆慶君提出島根縣下交通機關ニ關スル質問ニ對スル答
辯書

一郵便及電信局ノ設置小包郵便ノ開始並ニ航路標識ノ建設ニ關シテハ孰レ
モ全國ヲ通シテ其緩急ヲ計リ漸次之ヲ普及セシムルノ方針ニシテ毎年經

費ノ許ス限リ其増設ヲ怠ラス而シテ明治三十二年度以後ノ計畫ニ關シテハ目下調査中ニ屬ス
一登記所増設ノ件ハ政府ニ於テモ其必要ヲ認メ明治三十二年度中松江地方裁判所管內ニ數箇所ノ區裁判所出張所ヲ設置スルノ計畫ナリ
一濱田區裁判所廳舎ハ明治三十三年度ニ於テ改築ノ計畫ナリ
右及答辯候也
明治三十二年三月八日

逓信大臣子爵芳川顯正
司法大臣 清浦奎吾

衆議院議員大津淳一郎君外一名ヨリ神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議ニ對スル質問ニ對シ內務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員大津淳一郎君外一名提出神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議ニ對スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月六日

內務大臣侯爵西鄉從道

(別紙)

衆議院議員大津淳一郎君外一名提出神社ニ關スル特別官衙設置ノ建議ニ對シ質問ニ對スル答辯書
神社ニ關スル特別官衙設置ノ良否ハ主トシテ行政事務ノ性質及範圍ニ關シ行政事務ノ性質及範圍ハ主トシテ法令ノ規定ニ據ル今ヤ民法ヲ施行スルニ當リ民法施行法ニ於テ法人ノ規定ハ當分ノ內神社ニ適用セサルコトヲ規定シ政府ハ神社ニ關シ特別ノ法規ヲ制定シテ以テ神社ニ對スル崇敬ヲ失セサルコトヲ期ス而シテ該法規制定セラレ行政事務ノ性質及範圍確定スルヲ待チテ神社ニ關スル特別官衙設置ノ要否ヲ決定セントス
右及答辯候也
明治三十二年三月六日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員藤澤幾之輔君外三名ヨリ內閣權能ノ儀ニ付質問ニ對シ內務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員藤澤幾之輔君外三名提出內閣權能ノ儀質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月四日

內務大臣侯爵西鄉從道

(別紙)

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員藤澤幾之輔君外三名提出內閣權能ノ質問ニ對スル答辯書
明治三十一年律令第十六號臺灣總督府法院條例ノ改正ニ依リ判官ノ任用資

格及其位置ノ保障ヲ明確ナラシメ同年律令第十八號ヲ以テ臺灣總督府法院判官懲戒令ヲ制定シタル以後ニ在テハ法院判官ノ進退ニ關スル制規ノ確立シタルモノト認ム而シテ前キノ內閣ニ於テ爲シタル法院判官ノ任免ニ關スル處分ノ跡ニ對シ新ニ施措スルノ途ナキカ故ニ今日其正否ヲ言明スルノ必要ヲ認メス
右及答辯候也
明治三十二年三月四日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員武市庫太君外二名ヨリ癩病患者及乞食取締ニ關スル質問ニ對シ內務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員武市庫太君外二名提出癩病患者及乞食取締ニ關スル質問ニ對シ別紙ノ通答辯書差進候也
明治三十二年三月七日

內務大臣侯爵西鄉從道

(別紙)

衆議院議員武市庫太君外二名提出癩病患者及乞食取締ニ關スル質問ニ對シ質問ニ對スル答辯書
一癩病ハ傳染性疾患ニシテ夙ニ其取締ノ必要ナルヲ認メタルモ其方法ノ困難ナルカタメ未タ著手ニ至ラサルモノナリ能ク其方法ヲ講究シ措置スル所アラント欲ス
一乞食ニ關シテハ取締法有之ト雖猶效果ノ完全ヲ期センカタメ其方接講究中ナリ
右及答辯候也
明治三十二年三月七日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員金井貢君外三十三名提出足尾銅山鑛毒豫防工事並ニ被害地免租ニ關スル質問ニ對シ內務農商務兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員金井貢君外三十三名提出足尾銅山鑛毒豫防工事並ニ被害地免租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月九日

農商務大臣 曾禰荒助
內務大臣侯爵西鄉從道

(別紙)

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員金井貢君外三十三名提出足尾銅山鑛毒豫防工事並ニ被害地免租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
一沈澱池ノ破壊ニ關シテハ田中正造君外十七名提出邦内ノ一國ニ比スル土

地ノ被害人民ニ對シ憲法ノ保護ナキ義ニ付質問ニ對シ既ニ答辯シタル所ノ如シ而シテ濾過池及泥渣乾燥場ハ未ダ曾テ破壊シタルコトアラス
一國有林ノ無立木地又ハ土砂崩壊ノ虞アル土地ニ對シテハ植樹ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行シテ、アリ其事業ノ終了シタル部分ニ於テハ土砂崩壊等ノ危害ヲ防クニ於テ其效果アルヲ認ム尙將來益該事業ノ歩武ヲ進メ漸次洪水氾濫ノ害ナキニ至ラシメンコトヲ期ス
一其他鑛毒被害ニ對スル救済ノ方法ニ付テハ既ニ屢答辯シタル所ヲ以テ悉セリト信ス
右及答辯候也
明治三十二年三月九日
農商務大臣 曾禰荒助
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員安川繁成君提出會計検査院ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月九日
内閣總理大臣 侯爵山縣有朋

(別紙)
衆議院議員安川繁成君提出會計検査院ニ關スル質問ニ對スル答辯書
第一 天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有スル會計検査院ノ決議ニ付テハ國務大臣ハ何等ノ處分ヲ爲ス能ハス隨テ是等ノ決議ニ關シ國務大臣ハ是非ノ意見ヲ表示スルノ限ニ在ラス
第二 會計検査院部長安川繁成君検査官吉田市十郎持田直澄關宗喜ノ退官ハ會計検査官會議ニ於テ明治二十九年法律第九十一號ニ依リ決定セシモノナレハ國務大臣ハ其ノ決定ノ當否ニ關シ是非ノ意見ヲ表示スヘキモノニアラス
右及答辯候也
明治三十二年三月九日
内閣總理大臣 侯爵山縣有朋

衆議院議員田中正造君外十七名提出第十三議會足尾銅山鑛毒事變再質問ニ對シ主務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日
内閣總理大臣 侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員田中正造君外十七名提出第十三議會足尾銅山鑛毒事變再質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月九日
農商務大臣 曾禰荒助
陸軍大臣 子爵桂 太郎
內務大臣 侯爵西鄉從道
大藏大臣 伯爵松方正義

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)
衆議院議員田中正造君外十七名提出第十三議會足尾銅山鑛毒事變再質問ニ對スル答辯書
質問書記載ノ各事項ハ客年十二月十日田中正造君外十七名提出邦内ノ一國ニ比スル土地ノ被害人民ニ對シ憲法ノ保護ナキ義ニ付質問ニ對シ答辯シタル所ヲ以テ自ラ明ナルヲ以テ更ニ答辯ヲナサス
右及答辯候也
明治三十二年三月九日
大藏大臣 伯爵松方正義
內務大臣 侯爵西鄉從道
陸軍大臣 子爵桂 太郎
農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員安藤龜太郎君外二名ヨリ教育ニ關スル質問ニ對シ文部大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日
內閣總理大臣 侯爵山縣有朋

衆議院議員安藤龜太郎君外二名ヨリ提出ノ教育ニ關スル質問書ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月九日
文部大臣 伯爵樺山資紀

(別紙)
衆議院議長片岡健吉殿
一 明治三十年末ノ調査ニ依レハ全國小學校ニ於テ要スヘキ本科正教員中三萬有餘人ノ不足アリ准教員ヲ以テ之ヲ補フモ尙一萬三千有餘人ノ不足アルコトハ質問書ニ云ヘルカ如シ而シテ其正教員及准教員ノ缺ケル小學校ノ授業ハ概ネ無資格ノ雇員ヲシテ擔任セシムル實況ナリ
二 前項教員ノ缺乏ヲ補充センカタメ明治三十年勅令第三百四十七號ヲ以テ師範學校生徒ノ定員ヲ増加シ其他道廳府縣ニ於テ土地ノ狀況ニ應ジ小學校教員講習科ヲ擴張増設シタルモノ尠カラスト雖モ未ダ補充ノ目的ヲ達スルニ足ラサルヲ以テ今後尙一面ニハ教員ノ待遇ヲ厚クシ其勤續ヲ獎勵スル等之ヲシテ永ク其職ニ留マラシメンコトヲ圖リ一面ニハ更ニ教員養成ノ方法ヲ擴張スルノ必要ヲ認メ目下調査中ニ屬セリ
三 小學校教科用圖書審查會ニ於テ不正ノ行為アリタル場合ナキニアラス之ヲ防遏スルノ方法ハ今調査中ニ屬セリ
四 高等學校ハ不足ハ事實ニ付文部省ハ數年ヲ期シ五箇ノ高等學校ヲ全國ニ新設セント計畫シ既ニ三十二年度ノ追加豫算ニ於テ一校ハ提出セリ東京市ニ於ケル現在ノ小學校ハ不足ナルヲ以テ東京府知事ハ將來増設スヘキ校數及位置ヲ調査シ目下小學校令第二十六條ノ手續中ニ係レリ
五 衆議院議員工藤行幹君提出大藏大臣ノ答辯ニ關スル質問ニ對シ同大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十二年三月九日
內閣總理大臣 侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員工藤行幹君ヨリ提出ノ質問書ニ對スル別紙答辯書差進候也
明治三十二年三月九日

衆議院議長片岡健吉殿

大藏大臣伯爵松方正義

(別紙)

衆議院議員工藤行幹君提出ノ質問ニ對スル答辯書

去ル三日衆議院ニ於テ監獄費國庫支辨ニ關シ本大臣演說ノ趣旨ハ豫算委員
會ニ於テ政府ヨリ參考ノ爲メ示シタル十箇年度間歲入歳出概計見込表ノ計
數ニ基キタルモノナリ右概計表ニ於テハ今同提出ノ新財源ノ計算ハ據ルヘ
キ既往ノ實數ナキニヨリ明治三十二年度豫算ノ計數ニ據置キタリ然ルニ井
上角五郎君ノ質問ノ要旨ハ今後各種財源年々豫算外ニ増殖スルモノトスル
トキハ監獄費國庫支辨ノ爲メ新ニ財源ヲ求ムルノ必要ナキヤト云フニアル
ヲ以テ本大臣ハ質問ノ通りナリト答辯セリ

明治三十二年三月九日

大藏大臣伯爵松方正義

衆議院議員東良三郎君提出ノ官文書毀棄ノ件ニ對シ農商務大臣ヨリ答辯書提
出ニ付及御同付候也

明治三十二年三月九日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員東良三郎君提出ノ官文書毀棄ノ件質問ニ對スル答辯書別紙差進候
也

明治三十二年三月九日

農商務大臣曾禰荒助

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員東良三郎君提出ノ官文書毀棄ノ件質問ニ對スル答辯書

- 一 山林下戻ニ對スル回議案ノ改案ニ當リ其保管文書ノ一部タル原因議案
ヲ遺失シタルハ事實ナリトス
- 二 前項所爲ヲ爲シタル官吏ニ對シテハ官吏懲戒例ニ依リ既ニ相當ノ處分
ヲ施シタリ

明治三十二年三月九日

農商務大臣曾禰荒助

午後八時四十五分開議

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、報告ガアリマスカラ、朗讀致
サセマス

(寺田書記官朗讀)

衆議院議員選舉法改正法律案協議委員議長ニ松田正久君副議長ニ板東勘五
郎君當選セラレタリ
貴族院ヨリ動產銀行法案ヲ回付セラレタリ

衆議院議事速記第四十六號

明治三十二年三月九日

動產銀行法案

○議長(片岡健吉君) 貴族院カラ、動產銀行ヲ修正シテコチラニ回付ニナリ
マシタガ、此際ニ之ヲ議スルコトニ致シテハ、如何デゴザイマスカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、之ヲ議スルコトニ致シマス、栗原
亮一君

動產銀行法案(政府提出貴族院回付)

(栗原亮一君演壇ニ登ル)

○栗原亮一君(八十七番) 是ニ對シテ簡短ニ意見ヲ述ベルノデアリマスル
ガ、協議會等ヲ開キマシテハ、甚ダ時間ヲ要スル譯デゴザイマスカラ、極簡
短ニ述ベマス、實ハ私モ此政府案ニ對シテ修正ヲ加ヘ、又其說ヲ贊成スル諸
君モ多數デアリマス、又私ノ本論ニ於キマシテモ、飽クマデモ此衆議院ノ修
正案ニ依ッテ往キタイノハ、山々デアリマスデス、此案ニ於キマシテ吾々ガ
最モ必要ヲ感ズノルハ、此動產銀行ハ商業工業農業ト、此三銀行ノ鼎ノ足ノ
如ク立ツト云フコトガ、甚ダ必要デアアル、第一著ノ目的ト云フモノハ、此動
產專門ノ銀行ヲ造ルト云フノガ、第一ノ目的デアリマシテ、此目的ヲ全クセ
ントスルナラバ、外資ヲ利用シナケレバ、其效用ガ甚ダ薄イ、因ッテ此三條
ヲ入レテ譯デアリマスガ、併ナガラ今日此場合ニ臨ミマシテ、誠ニ私ハ諸君
ト共ニ至極遺憾デアリマスルケレドモ、今日ニ至リマシテ此第一ノ目的
ケハ、即チ是ニ依ッテ立ツ譯デアリマスルデ、唯此效用ヲ全カラシムルノ
外資ヲ利用スルコトデ出来ナイト云フノハ、甚ダ遺憾デアリマスルガ、併ナ
ガラ今日ノ目的ヲ全クスルコトハ出来ルガ、第二ノ目的ヲ達スルコト能ハ
ヌガタメニ、マルデ之ヲ殺スト云フコトモ、甚ダ遺憾ト存シマスルカラシテ、
私ハ此際ニ於キマシテ至極遺憾デアリマスルケレドモ、此際ニ於キマシテ
寧ロ此動產銀行ト云フモノ、趣意ニ達スルタメニハ、政府案ヲ採ル方ガ利ナ
リト信ジマスカラ、此動議ヲ提出致シマス

(「ノウウ」ト呼フ者アリ)

○加藤六藏君(四番) 此處ニ私ハ案ヲ持ッテ居リマセマカラシテ、議長カラ
ナリ栗原君カラナリ、ドチラデモ宜シウゴザイマスガ、御答辯ヲ願ヒタウゴ
ザイマスガ、貴族院カラ回付ニナリマシタノハ、要スルニハ此政府カラ提出
シタモノ、即チ國ガ保證ヲセスト云フノデスカ

○議長(片岡健吉君) サウデス

○加藤六藏君(四番) ソレナラ私ハ、栗原君ニ同意デ、贊成致シマス

○星松三郎君(二百四十二番) 最早三箇條ヲ拔キマシテ、十六條十七條十八
條ヲ拔キマススト云フト、骨抜鱈ノヤウナモノデ、何モ用ヲナサヌニ因ッテ是
ハ否決スル方ガ當然デアリマス、之ヲ進デ議決シナケレバナラヌト云フナラ
バ、衆議院ハ何ノ面目ガアルカ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ此貴族院カラ回付ニナッタ修正案ニ同意スル
カ、同意シナイカノ採決ヲ致シマス、貴族院ヨリ回付シタ案ニ同意ノ諸君ノ

起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス(拍手起ル)貴族院ノ回付シタ案ニハ、同
意ヲシナイコトニナリマシタガ、是モ兩院ノ協議會ヲ求メル手續ニナリマス

○開ク必要ナシト呼フ者アリ

○栗原亮一君(八十七番) 茲ニ至リマシテハ、協議會ノ必要ハナイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 議院法ノ五十五條ニ依リマス貴族院ノ修正ニ同意ヲシナイトキニハ、協議會ヲ求メネバナラヌコトニナツテ居リマス

○東良三郎君(百二十番) 唯今ノ議長ノ御示シハ、如何ニモ其通デアル、併ナガラ議會ノ決議ニ依リテ、其手續ヲ進行スルニ及バナイト云フコトノ意思ガ、多數ノ決議ナラバ、差支ガナイ

(「ノウ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 是ハ議院法ニ規定シテアリマスカラ、ドウシテモ協議會ヲ求メネバナリマセヌ

(「議長ニ一任致シマス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ協議會ノ協議委員十名ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ指名スルコトニ致シマス、此際ニ報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ肥料取締法案岡山縣下郡廢置法律案ヲ回付セラレタリ

○恆松隆慶君(九十七番) 肥料取締法、是ハ議題ニナリマシタカ

○議長(片岡健吉君) マダデス、今報告ヲ致シマシタ肥料取締法案ヲ此際貴族院ノ回付案ニ附イテ、議スルコトニ致シテハ、如何デスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、之ヲ議スルコトニ致シマス

(肥料取締法案(本院提出貴族院回付))

○恆松隆慶君(九十七番) 成ルベク私ハ貴族院カラ回ッタモノハ、皆否決ヲ致シタイ精神デゴザイマスガ、此案ダケハ諸君ニ頼マナケレバナラス、ナゼナラバ、此議會デ肥料ノ輸出税ヲ免除シテ、今後擴張ヲ計ルコトニナツテ居ルケレドモ、肥料ノ取締ニ附イテハ、正業家ト不正業家ノ區別ガ判然シナイ、是ハ數字ノ修正ト、尙ホ取締ヲ緻密ニスルト云フコトデアリマスカラ、是ダケハ協議會ヲ開カヌコトヲ私ハ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○望月長夫君(十九番) チョット其修正ヲ御讀ヲ願ヒタイ、ドウ云フ風ニ修正ニナツタカ

○藤金作君(百二十一番) 恆松君ガ述べラレル如ク、本案ハドウカ貴族院カラ回付ニナツタ通是非成立スルコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 修正ニナツテ居ル所ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲサセマス

(廣瀬書記官朗讀)

肥料取締法

第一條 此ノ法律ニ於テ肥料ト稱スルハ農産物ノ肥養ニ供スル物料ヲ謂フ
第二條 肥料ヲ製造販賣シ又ハ之ヲ販賣セムトスル者ハ地方長官(東京府ハ警視總監)ノ免許ヲ受クヘシ
第四條 肥料ノ製造販賣者又ハ販賣者ハ前條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ検査ノ爲必
要ナル肥料ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 肥料ヲ偽造若ハ他ノ物料ヲ混和シテ販賣シ又ハ情ヲ知テ之ヲ販賣シタル者ハ十五日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ肥料ハ沒收ス

第八條 第四條ニ違犯シ又ハ第七條ノ刑ニ處セラレタル者ハ行政廳ニ於テ其營業ヲ停止シ若ハ禁止スルコトヲ得

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、同意スルヤ否ヤノ採決ヲ致シマス

○三田村甚三郎君(五十二番) 議長

○三田村甚三郎君(五十二番) 採決ニ附イテ御意見デスカ

○三田村甚三郎君(五十二番) 議案ヲ持ッテ居リマセヌカラ、修正シタ箇條ヲ能ク御示シニナラナケレバ、分リマセヌ

○議長(片岡健吉君) 今讀上ゲマシタ

○福田久松君(二百十四番) 修正ガ大變宜クナッタノデス

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、本案ヲ貴族院ノ回付シテ來タ修正通ニ、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、本案ハ貴族院ノ修正ノ通同意ヲスルコトニナリマシタ、此際報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

動産銀行法案協議委員左ノ通指名ス

河北 勘七君 栗原 亮一君 野田 卯太郎君
根本 正君 西川 宇吉郎君 高岡 忠郷君
森本 確也君 菊池 九郎君 武富 時敏君
大三輪長兵衛君

○議長(片岡健吉君) 今指名致シマシタ協議委員諸君ハ、請願委員室ヘ御集會ヲ願ヒマス、此次ハ今報告致シマシタ岡山縣下郡廢置法律案デアリマスガ、之ヲ議スルコトニ致シテハ、如何デスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、之ヲ議スルコトニ致シマス

岡山縣下郡廢置法律案(政府提出貴族院回付)

(寺田書記官朗讀)

岡山縣下郡廢置法律案貴族院ノ修正

岡山縣美作國勝北郡及勝南郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ勝田郡ヲ置ク
岡山縣美作國英田郡及吉野郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ英田郡ヲ置ク

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ否決致シマス、更ニ協議會ヲ開イテ確定ニナランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、是ハ同意セザルコトニナリマシタ、是モ兩院協議會ヲ求メルコトニナリマスカラ、先例ニ依リマシテ、協議委員十名ヲ議長ガ指名シテ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長ガ指名スルコトニ致シマス、此次ハ本日ノ議事日程中カラ延バシテアリマシタ議事日程ノ第二、重罪控訴豫納金規則中改正法律案ノ第一讀會ノ續、委員長報告

第二 重罪控訴豫納金規則中改正法律案 第一讀會ノ續(委員長報告)

(磯田和藏君演壇ニ登ル)

○磯田和藏君(九番) 私ハ重罪控訴豫納金規則中改正法律案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、委員會ハ本月三日ニ委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、續イテ去ル六日ニ會議ヲ開キマシテゴザイマス、全會一致ヲ以テ是ハ否決スベキモノト決定致シマシタ、此段報告致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 否決ニ同意デゴザイマス

(望月長夫君演壇ニ登ル)

○望月長夫君(十九番) 是ハ重罪控訴豫納金規則ヲ土臺カラ廢スルト云フ案ヲ出シマシタ、昨日本院ハ可決シテ貴族院ニ回タノデゴザイマス、貴族院ニ回タケレドモ、唯今ニ及ビマシテ貴族院ハ通過致シマセヌ、サウ致シマスルト土臺ノ重罪豫納金規則ハ殘ッテ居ル、殘ッテ居リマスルカラ、ソレデ條約面ニ於テ、此唯今ノ案ヲ否決致シマスルト、大變ニ不都合ニナリマスルカラ、是ハ御殘シニナルコトヲ希望致シマス、即チ可決セラレンコトヲ望ミマス

(採決ヤ々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決レマシタ、報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

岡山縣下郡廢置法律案協議委員左ノ通指名ス

- 井手 毛三君 山内吉郎兵衛君 征矢野半彌君
- 田村順之助君 野間五造君 高川定次郎君
- 新開 貢君 坂本 金彌君 竹内 正志君
- 前川 慎造君

○議長(片岡健吉君) 先ツ是デ又暫ク休憩ヲ致シマス

午後九時四分休憩

午後九時三十四分開議

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、衆議院議員選舉法改正法律案

○議長(片岡健吉君) 結果ヲ報告ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 議長……

(星亨君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百二十四番) 諸君、衆議院選舉法改正法律案ノ協議會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、本院ノ方デハ、議長ガ松田君、副議長ガ板東君、ソレカラ貴族院ノ方デハ、議長ガ黒田長成君、ソレカラ副議長ガ曾我君デス、曾我子爵、元來此報告ハ松田君ガ報道致ス譯デゴザイマスガ、都合ニ依ッテ小生ガ代テ報告ヲ致シマス、協議ハ種々協議ヲ盡シマシタガ、協議ハ纏マ

ラヌノデゴザイマス(拍手起ル)ソレデ先ツ協議會ヲ致シマスルニ當ッテ、事ノ早ク纏マランコトヲ欲シマシタ故ニ、雙方ヨリ二名宛ノ委員ヲ選ミマシテ、特別委員ヲ舉ゲマシテ、而シテ此六名ガ協議ヲ致シマシタノデアリマス、然ルニ雙方一步モ譲ラヌ譯ニナッタノデアアル、遂ニ其六名ノ委員會ニ於テハ、纏マラズニ參ッタノデアアル、サウシテソレヲ協議會ノ總會ニ報道致シタノデアアル、而シテ吾々ハ成ルタケ出來ルダケナラバ、貴族院ニ讓ッテ(「ノウク」ト呼フ者アリ)而シテ之ヲ纏メタイト云フ考ヲ起シタノデアアル(「ノウク」ト呼フ者アリ)「ノウク」ト云ッテ、仔細ノコトヲ言フノデアアル、ソレヲ報告ヲスルノコトヲウケテ纏メタイト積デ、而シテ讓ルダケ讓ル積デアッタデアル、即チソレハナゼサウスルカト言ヘバ、今日ノ 吾々今日ノ即チ有様ヲ見レバ、何トカシテ議院法ハ——イヤ、此衆議院ノ選舉法ト云フモノハ、成ルタケ可決ヲ致シテ、此惠ニ依ラント欲スルノハ、皆人民ノ欲スル所デアリマス、ノデアアル、ソレ故ニ小サナコトハ讓ッテ、眼目サヘ達スレバ宜イト云フノガ、即チ此衆議院ノ意思ト認メテ居ッタノデアアル(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)ソレデゴザイマスカラ、出來ルダケハ讓ラント欲シテ、種々交渉ヲ致シマシタガ出來ナイノデアアル(遺憾々々ト呼フ者アリ)ソレデ譬ヘテ見マスレバ、詰リ貴族院ニ於テハ餘リ議員ノ數ガ多クナルカラ、ソレデ困ルト云フ議論デゴザリマシタカラシテ(怪シカラヌト呼フ者アリ)ソレナラバ斯ウキヤスレバ多クハナラヌデハナイカ、ソレカラ又今ノ政府案デアッタ所ガ四百四十五名デアアルデアアル、今度衆議院案ニシテ所ガ(笑聲起ル)衆議院ノ方ノ案ニシテ所ガ、四百七十名デアアル、唯政府案トハ僅カニ二十五名ノ差デアアルデアアル、サレバソレガ大層大キイト云フ數デモナイデハナイカ、然ルニ、イヤ、ソレハサウダケレドモ困ルト云フコトデアアル、ソレナラバモウ少シ讓ラウ——讓ルカラシテ衆議院ノ案ニ於テハ即チ十萬ニ附イテ一人ト云フコトデアッタノデアアル、故ニ之ヲ十二萬ニシテ一人トシタラバ、ドウデアアルカ、サウスルトキニ方ッテハ、市カラ出ス者ガ七十二人ニナルデアアル、郡カラ出ス者ガ三百三十五名ニナルデアアル、サウ致スト云フト、併テ四百六十六名ニナルデアアル、是ナラバ貴族院ノ欲スル所ノ所謂議員ノ數ガ少クナルデアナイカ、是ナラ同意ノ出來ナイト云フコトハナイデハナイカ、是マデ讓リマシタガ、矢張イケナイ(餘程譯ガ分ラヌト呼フ者アリ)サウスルト向フガ多イカラ困ルト云フコトハ、尙ホ少クナッテモ困ルト云フ結果ガ生ズル(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)之ヲ要スルノニ貴族院ハ何カシテ此議案ハ通過セナイヤウニスルタメニ(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)盡力スルヤウニ見エタノデアアル(拍手起ル)諸君、今日ノ此今日衆議院ノ人々若クハ全體ノ人民ハ、ドウ云フ考ヲ起シテ居ルカト云ヘバ、此選舉法ヲシテ何トカシテ通過致シタイト云フ考ハ、何人モ知ッテ居ルデアアル、所謂天下ノ輿論デアアルト私ハ考ヘテ居ルデアアル(拍手起ル)然ルニ此輿論ニ反對スルノミナラズ、貴族院ニ一向關係シナイコトマデニ喋ラ容レルノミナラズ、之ヲ妨ゲルニ至ッテハ、吾々ガ誠ニ以テ怒ラザラ得ズ(拍手起ル)憤慨セザラ得ナイト私ハ考ヘルデアアル(拍手起ル)諸君、今日ヨリ如何ナル議論ガ出ルカハ知レマセヌガ、隨分貴族院ニ於テハ衆議院ノ起ル)即チ衆議院ノ内ニ者デアアル、衆議院ノ内ニ者デアアルナラバ、衆議院ノ輿論ガ是ナリトスルナラバ、是ハ讓ルノハ相當ナリト言ハナケレバナラヌ、誠ニ衆議院ノ内ニバカリデナクシテ、天下ノ輿論ハ皆之ヲ是ナリト致シテ

居ノデアル、之ヲ讓ラナイニ至ッテハ、誠ニ以テ其當ヲ得ナイト考ヘテ居
ルノデアル、然ラバ是ヨリ後ニ讓ルモノハ、何ガ出ルカト云ヘバ、即チ貴族
院ニ關係スルモノニシテモ、獨リ貴族院ニ關係スルモノニシテモ、片端シ
カラ衆議院ハ反對セナケレバナラナイト考ヘテ居ルモノ、吾々ハ兩院ガ圓滑
ニ國家ノ政務ヲ料理スルコトヲ欲スルノデゴザイマスガ、斯クナル以上ハ、
誠ニ面白クナイ結果ヲ政治上ニ於テ見ナケレバナラナイト云フコトハ、吾々
誠ニ痛歎スル所ノモノト言ハナケレバナラナイト考ヘテ居ルモノ、
(拍手起ル)故ニ誠ニ諸君ニ選マレテ吾々ガ其任ヲ果サナイト云フコトハ、不
肖ノ致ス所トハ考ヘマスガ、併ナガラ彼ノ貴族院ノ考ト云フモノハ、前ニ申
ス如ク此衆議院法ハ、何トカシテ是デ通過セナイ方ガ宜シイト云フ意思デモ
アルカト思ハレルノデアル(然リタタ)コレニ違ヒナイト呼フ者アリ)ソレ
デ即チ其コトニ附イテハ、吾々ハ政府黨デアルカラ、政府ノ骨折ツタト云フ
所ノモノハ、誠ニ以テ間然スル所ハナイノデアル、然レドモ衆議院ノ案ハ活カ
サナイノデアル、コレデ已ムヲ得ズ吾々ハ(此トキ發言スル者アリ)冗談云フ
ナ、冗談云フナ、此國家ノタメニ必要ナル問題ニ就イテ冗談云フ者ハ退場セ
ヨ(笑聲起ル)サウ致シマシタ所デ、遂ニハ、遂ニハ此案ガ否決スベキモノデ
アルト云フコトガ、協議會ニ於テ決定致シタノデアル、其案ハ否決スベキモノ
デアルト云フ案ハ、何デアルカト云ヘバ、貴族院ガ衆議院ノ案ヲ修正致シマ
シタ所ノ案ハ、即チ今日ノ協議會ノ原案デゴザイマスカラ、是ハ否決スベシ
ト云フコトニナツタノデアル、何ト云フモノハ、議長ハ今日鐵引ニ依ッテ、
貴族院ノ案ガ議長ニ成リマシタ故ニ、衆議院ノ委員ハ、皆之ニ向ッテ反對ノ
意思ヲ表シマシタ故ニ、十名デアル、彼ハ九名デゴザイマシタカラ、協議會
ノ案ハ否決スルコトニナツタノデアル、サレバ吾々ハ、貴族院ノ案ニアラズ
シテ、衆議院ノ案ガ可決スベキモノトナツテ、貴族院ノ案ハ否決スベキモノ
トナツタノデゴザイマス、即チ成案ガ成立タナイノデゴザイマスカラシ
テ、宜シク諸君ニ於テハ彼ノ貴族院ノ案ハ可決ト定メ、而シテ衆議院ノ案ハ
可決ト御定メニナルコトヲ希望致シマスノデゴザイマス

(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 今兩院協議會ノ議長ニ代ッテ、星亨君カラ報道ニナリマ
シタ、此報道ニ附イテハ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、此報道ノ通決スルコトニ致シマス、
又此外動産銀行法案岡山縣下郡廢置法律案ノ二案ニ附キ協議會ヲ開クベキ譯
ニナツテ居リマスルガ、多分是ハ成案ハ出來マイト思ヒマスルカラ、私ハ此
際一言致シマシテ、後トテ御報告致サウト思ヒマス

(議員一同起立)

○議長(片岡健吉君) 諸君、第十三議會帝國議會モ今日ヲ以テ終了ヲ告グル
コトニ至リマシタ、諸君モ御承知ノ通、十一回十二回ト、不幸ニシテ二度マデ
モ議會ハ解散ニ相成リマシテ、誠ニ國家重要ナル所ノ問題ガ停滯ヲ致シテ居
タノデアリマスル、此議會中議案ノ都合ニ依ッテ休會致シマシタ日數ヲ除キ
マシテ、議事ヲ開キマシタ日數ハ四十六日間デアリマスル、此日數ノ間ニ常
ニ國民ノ希望シテ居タル所ノ府縣制郡制ノ改正案、其外財政ニ關スル所ノ
モノ、或ハ改正條約實施ニ關スル所ノ諸法律ノ改正案、或ハ此教育ノコト、
農工商ニ關スルコト、或ハ臺灣ノ經營ニ關スルコト、實ニ國家重要ナル問題ヲ
議了致シタノデアリマス、是ハ偏ニ諸君ノ御勉勵ノ然ラシムル所ト、實ニ喜

ブノデアリマス、例ニ依リマシテ此議會中議事ニ付シタル所ノモノト、其結
果ヲ書記官ヲシテ報告サセルコトニ致シマス

(天皇陛下萬歲)議長萬歲(ト呼フ者アリ)

(本山書記官朗讀)

政府ノ提出ニ係ル議案總テ百七十四、此内可決シタルモノ百五十九、否決
シタルモノ十五、此内可決シタルモノ九、未決ノモノ二、貴族院ノ提出ニ係ル議
案總テ五十四、此内可決シタルモノ三十二、否決シタルモノ八、撤回
シタルモノ六、消滅又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ三、未決ノモノ五、
上奏案總テ二、此内可決シタルモノ一、撤回シタルモノ一、建議案總テ四
十七、此内可決シタルモノ三十三、否決シタルモノ四、撤回シタルモノ二、
議決ヲ要セスト決シタルモノ一、未決ノモノ七、決議案總テ三、此内可決
シタルモノ二、否決シタルモノ一、以上ヲ合スレハ本院ニ提出セラレタル
議案ノ總數二百八十八、此内可決シタルモノ二百二十八、否決シタルモノ
十八、撤回シタルモノ十八、消滅又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ四、未
決ノモノ十四、此外決算二アリ、又請願書ノ提出セラレタルモノ四、未
決ノモノ十四、此内採擇スヘキモノト決シタルモノ十三通、採擇スヘキカラサル
モノト決シタルモノ一通、議決ヲ要セスト決シタルモノ二十七通、政府ニ
參考トシテ轉送シタルモノ百二十八通、請願委員會ニ於テ否決シタルモノ
三百五十一通、請願者ヨリ撤回若クハ議決ヲ延期シ又ハ議了セサルモノ百
四十七通ナリ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ、御異議ガナケレバ、是デ散會スルコトニ致
シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ「萬歲」ト呼フ者アリ拍手起ル)

午後九時五十二分開會

(左ノ報告ハ散會後接シタルヲ以テ參考ノタメ茲ニ掲載ス)

一貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ

明治三十一年度歲入歳出總豫算追加案(第八號)(第九號)

明治三十二年度歲入歳出總豫算追加案(特追第五號)

明治三十二年度歲入歳出總豫算追加案(第四號)(第七號)(第八號)(第十
號)(第十一號)(第十二號)(第十三號)(第十四號)

明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第四號)(特追第五
號)(特追第六號)(特追第七號)

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件(追第三號)(追第四
號)(追第五號)(追第六號)(追第七號)

罹災救助基金法案

行旅病人及行旅死亡人取扱法案

協議委員議長及副議長左ノ通當選セラレタリ

動産銀行法案

議長 大三輪長兵衛君 副議長 野田 卯太郎君

岡山縣下郡廢置法律案 副議長 征矢野 半彌君

議長 竹内 正志君

衆議院議事速記第四十三號正誤

頁 段 行 誤 正 意義

六七六 上三一 異義 意義

明治三十五年三月三十一日通信省認可 (110)